

令和 7 年 12 月 5 日

長野県議会（定例会）会議録

第 5 号

令和 7 年 11 月
第441回長野県議会(定例会)会議録(第5号)

令和7年12月5日(金曜日)

応招議員

26番 東筑摩郡山形村 百瀬智之

出席議員(55名)

1番	竹村直子	25番	川上信彦
2番	小林陽子	26番	百瀬智之
3番	林和明	27番	小山仁志
4番	勝山秀夫	28番	竹内正美
5番	グレー卜無茶	29番	宮下克彦
6番	奥村健仁	30番	大畠俊隆
7番	青木崇	31番	寺沢功希
8番	垣内将邦	33番	高島陽子
9番	早川大地	34番	荒井武志
10番	佐藤千枝	35番	埋木人
11番	丸山寿子	36番	綱幹夫
12番	小林君男	37番	中川博司
13番	勝野智行	38番	両角成友
14番	加藤康治	39番	清水純子
15番	小林あや	40番	小池久長
16番	清水正康	41番	酒井茂人
17番	向山賢悟	42番	堀内孝人
18番	山田英喜	43番	依田明善
19番	大井岳夫	44番	山岸喜昭
20番	丸茂岳人	45番	小林東一郎
21番	花岡賢一	47番	毛利栄子
22番	望月義寿	48番	和田明子
23番	山口典久	49番	宮澤敏文
24番	藤岡義英	50番	丸山栄一

51 番	小 池 清	55 番	佐々木 祥二
52 番	宮 本 衡 司	56 番	萩 原 清
53 番	西 沢 正 隆	57 番	服 部 宏 昭
54 番	風 間 辰 一		

欠席議員（1名）

32 番 共 田 武 史

説明のため出席した者

知 事	阿 部 守 一	觀光スポーツ部	北 島 隆 英
副 知 事	関 升一郎	国スポ・全障スポ 大 会 局 長	
副 知 事	新 田 恭 士	農 政 部 長	村 山 一 善
危機管理部長	渡 邊 卓 志	林 務 部 長	根 橋 幸 夫
企画振興部長	中 村 徹	建 設 部 長	栗 林 一 彦
企画振興部 交通政策局長	村 井 昌 久	建 設 部 リニア整備推進局長	室 賀 荘 一郎
総 務 部 長	須 藤 俊 一	会計管理者兼 会計局長	柳 沢 由 里
県民文化部長	直 江 崇		
県民文化部 こども若者局長	酒 井 和 幸	公営企業管理者 企業局長事務取扱	吉 沢 正
健康福祉部長	笹 渕 美 香	財 政 課 長	塚 本 混 己
環 境 部 長	小 林 真 人	教 育 長	武 田 育 夫
産 業 政 策 監	田 中 達 也	教 育 次 長	松 本 順 子
産 業 労 働 部 長	米 沢 一 馬	教 育 次 長	清 水 篓 彦
産 業 労 働 部 営 業 局 長	田 中 英 児	警 察 本 部 長	阿 部 文 彦
観光スポーツ部長	高 橋 寿 明	警 務 部 長	長 瀬 悠 志
		監 查 委 員	増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	宮 原 渉	議 事 課 主 事	片 桐 美代子
議 事 課 長	小 山 雅 史	総務課庶務係長	村 田 吉 弘
議事課企画幹 課 長 補 佐	山 本 千鶴子	総務課主査	池 田 光 太
議事課担当係長	萩 原 晴 香	総務課主査	東 方 啓 太

令和7年12月5日（金曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

陳情取下げの件（日程追加）

議員提出議案（日程追加）

本日の会議に付した事件等

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

請願・陳情提出報告、委員会付託

陳情取下げの件

議員提出議案

午前10時開議

○議長（依田明善君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、昨日に引き続き行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

次に、共田武史議員から本日欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（依田明善君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

順次発言を許します。

最初に、勝山秀夫議員。

〔4番勝山秀夫君登壇〕

○4番（勝山秀夫君）おはようございます。公明党長野県議団、勝山秀夫でございます。教育現場でのＩＣＴの活用について伺います。

初めに、学校向けオンラインマンツーマン英会話についてです。

英語は、国際的なコミュニケーションの主要言語であり、グローバル化が急速に進展する現代において、世界中の人々とつながるための重要なツールです。英語を習得することは、将来のキャリアの選択肢を広げるだけでなく、異文化理解やコミュニケーション能力の向上にもつながります。このような観点から、長野県の英語教育の一層の充実が必要であると考えております。

また、親の経済力と子供の英語力との間には相関関係があり、塾や留学、英会話教室などに通える子供と通えない子供の間には学習機会の格差が存在し、それが将来的な収入格差へつながる懸念が指摘されています。教育基本法第4条が掲げる教育の機会均等を実現し、SDGsの目標4「質の高い教育をみんなに」を推進するためにも、全ての子供が等しく英語力を育むことのできる環境整備が重要と考えます。

長野県の中高生の英語力の現状ですが、文部科学省の令和6年度「英語教育実施状況調査」によりますと、県内中学生の英語力は、政府が目標とする英語検定3級相当以上の割合が54.7%と全国平均を上回る一方、高校生については、英検準2級相当以上の割合が全国平均を下回っています。特に、大学入試改革やグローバル化の中で重要性が高まる話す力、スピーキングの育成が十分とは言えず、発話量の不足が課題と考えられます。

さらに、本県の英語教育には、地域差や指導体制の課題も指摘されています。ALTによる指導が推進されているものの、各校に潤沢に配置されているとは言えません。また、ALTが対面で指導を行う場合、生徒と1対1でやり取りを行う時間は限られるため、生徒1人当たりの発話時間を十分に確保することができません。

加えて、近年、英語を苦手とする子供が増加していることも大きな課題です。全国学力・学習状況調査によれば、英語が好きという質問に否定的な回答をした児童生徒は一定数いる状況にあります。文科省の分析では、英語を使った言語活動が多い学校ほど英語を好きと答える生徒の割合が高く、英語によるやり取りや書くことによるアウトプット体験が英語の意欲向上に効果的であるとされています。

これらの課題を解決し、英語を好きな生徒を増やす取組として、近年、学校向けオンラインマンツーマン英会話が注目され、全国の中学校、高校で導入が進んでいます。オンラインマンツーマン英会話は、インターネットを介して外国人講師と1対1で英会話をを行うもので、生徒はイヤホンを使用し、自分のペースで発話量を確保しながら学習することができます。また、自宅からも受講でき、オフラインの英会話教室と比べて低コストで利用できる点も特色です。

導入が広がっている理由として、ALTと比べて個別対応がしやすく、生徒の発話量が格段に増えること、教員の負担軽減につながること、学校規模にかかわらずどの学校でも安定的に英語環境が確保できること、不登校児童生徒にも自宅で受講できることなどが挙げられます。

実際に利用した生徒からは、自信を持って話せるようになった、英検の2次試験対策に役立ったなど好意的な声が寄せられています。導入効果として、東京都の中学生向けスピーキングテストでは、受講者のスピーキング能力が受講前より約116%向上したという報告もあります。

オンラインマンツーマン英会話は全国的に普及が進んでいますが、県内の中学校・高校では普及が進んでいない状況です。GIGAスクール構想により生徒1人1台端末が整備された今

こそ、オンラインマンツーマン英会話を本県の英語教育に取り入れる機会が到来しているのではないかと考えます。

そこで、教育長に4点伺います。

一つとして、高校段階で英語力が全国平均を下回る要因、とりわけスピーキング力の課題についてどのように認識しているのか。

二つとして、親の経済力と子供の英語力の相関が指摘される中で、全ての子供が等しく英語力を育める環境整備について本県の現状をどう受け止めているのか。

三つとして、発話量確保や学習効果の観点から、オンラインマンツーマン英会話をどのように評価しているのか。

四つとして、公立中学校・高校で導入が進んでいない現状を踏まえ、県としてモデル校を指定し、試行導入を検討すべきと考えますが、御所見を伺います。

本県は、移住したい県1位を維持しておりますが、首都圏との教育格差は移住の障壁の一つとも言われています。若者から選ばれる長野県を実現するためには、英語でのコミュニケーション力の向上も含めた質の高い教育の実現が欠かせないと考えますが、阿部知事に御所見を伺います。

次に、不登校支援について伺います。

2024年度小中学校の不登校児童生徒数は、過去最多となる35万3,970人に達し、12年連続で増加しています。まさに不登校は喫緊の課題であり、児童生徒の多様なニーズに応じた学びの保障をこれまで以上に強化していく必要があると強く感じております。

千葉県では、不登校の児童生徒に自宅等から安心して学べる機会を提供するため、オンライン授業配信の取組を進めています。スマートフォンやタブレットを利用し、自宅、フリースクール、教育支援センターなどから授業に出席できる仕組みであります。

受講に当たっては、児童生徒が顔や声を出す必要はなく、チャットによる講師とのやり取りや問い合わせに対して拍手などのリアクション機能で応答できるなど、心理的負担に配慮された設計となっています。授業は、国語、社会、算数・数学、理科、英語の5教科に加え、年間15回のダンス・ヨガ授業も実施されております。

また、リアルタイムで参加できなかった場合でも、全ての授業を年度内にオンデマンドで視聴できるようになっており、個々のペースに合わせた学びを可能としております。さらに、下の学年の授業も受けたいといった児童生徒からの声も踏まえ、別学年の授業も視聴可能とするなど学び直しのニーズにも丁寧に対応しています。オンライン授業やオンデマンド配信の視聴日数は各市町村教育委員会に報告され、校長が承認すれば出席扱いとする運用が行われています。実際に参加した児童生徒からは、授業への参加をきっかけに高校入試に挑戦しようと思

えた。校内教育支援センターで勉強してみようと前向きになれたなど、将来につながる大きなモチベーション向上の声も聞かれております。

以上、千葉県の先進的な取組を紹介いたしましたが、不登校支援の在り方は、まさに自治体の姿勢が問われる重要な政策領域であると認識しております。長野県におきましても、不登校児童生徒数は増加しており、不登校の実態やニーズの多様化を踏まえて、支援の選択肢をさらに広げていく必要があると考えます。

特に、千葉県のような5教科プラスアルファのオンライン授業配信や学び直し、オンデマンド学習は、多様なニーズに学びの継続を支える仕組みとして大きな効果を上げており、参考となる点が多いと感じております。

本県における不登校児童生徒の学びの保障について、オンライン学習環境の整備やリアルタイム・オンデマンドによる授業配信などＩＣＴを活用した新たな学習機会の提供をどのように強化していくのか、教育長にお考えを伺います。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）学校向けオンラインマンツーマン英会話についてと不登校支援について御質問をいただきました。

まずは本県の高校生のスピーキング力の課題についてでございます。

本県の高校生の英語力については、議員御指摘のとおり、英語検定準2級相当以上の生徒の割合が全国平均を下回っている状況でございます。一方、生徒が授業の半分以上で話すなどの言語活動を行っている学校の割合が65.9%と全国平均を9.3ポイント上回っており、多くの学校で、ＡＬＴとの対話を含め、授業中に英語を話す機会を確保するよう工夫しているところでございます。

また、本県では、部活動での英語ディベート競技が盛んで、上位大会で優秀な成績を収めるなど、生徒が主体的にスピーキング力をつける取組が行われているところでございます。しかしながら、生徒が直接外国の方と英語を用いてコミュニケーションを図る機会が十分とは言えず、こうした実践的な場の不足がスピーキング力育成における課題の一つであると認識しております。

続きまして、全ての子供が等しく英語力を高めるための環境整備についてでございます。

本県では、英語の授業において、ＡＬＴとの会話に加え、タブレット端末を活用した音声吹き込みによる発音確認、英語によるプレゼンテーションなど多様な言語活動を取り入れております。高校段階で、経済的理由によりタブレット端末を購入できない生徒には県教育委員会が端末を貸与するなど、学習機会の格差が生じないよう環境整備を進めております。

また、高校生の海外留学を支援する「信州つばさプロジェクト」では、奨学給付金受給世帯

の生徒参加について留学費用の全額を支援しており、経済状況にかかわらず国際的な学びの機会を保障しているところであります。

一方で、家庭での自主学習を推進するための取組も重要でございますが、端末を使用する際に通信環境が不十分な家庭があるなどの課題があることも認識しているところでございます。

続きまして、オンラインマンツーマン英会話の評価についてでございます。

オンラインマンツーマン英会話は、外国人との1対1のコミュニケーションにより生徒の発話量を確保し、楽しみながら英語を学ぶことができる点で有効であると認識しております。昨年度試験的に導入した学校からは、英語をもっと使いたいというモチベーションにつながった。スピーキング力の向上に効果があったという声が寄せられており、一定の学習効果が確認されているところでございます。

一方で、学校のカリキュラムに位置づけて実施する場合には、授業で一斉に行う際の日程調整や通信環境の整備が必要であり、さらに、生徒1人当たり年間約8万円程度の費用がかかることから、公立学校での本格的な導入に向けては研究が必要であると考えております。

モデル校の指定、試行導入についてでございます。

長野県では、県外からの観光客が増加しており、外国の方と会話する機会がございます。例えば、観光地で生徒が英語を使ってガイド活動を行っている学校もございます。また、学校において地域の外国人と英語教諭によるチームティーチングの授業や、英語に堪能な地域人材を活用するなど、生徒が対面で英語に触れる機会を確保することも可能でございます。こうした取組を進める中で、生徒が生きた英語に触れる環境をさらに充実させるため、オンラインマンツーマン英会話の活用も含め、研究をしてまいります。

続きまして、本県における不登校児童生徒の学びの保障についてでございます。

議員御指摘のとおり、リアルタイムやオンデマンドによる授業配信を含むICTを活用した学習環境の整備は、不登校児童生徒の学びを保障する上で有効な手段であり、加えて、自己肯定感の維持回復、社会とのつながりの確保、将来の選択肢を広げるという観点からも重要であると認識しております。

現在、県内の学校では、教室での授業をオンライン配信し、不登校児童生徒が自宅や校内の別教室で学習する事例が増えてきておりますが、児童生徒の反応が分かりにくい一方向の配信となることや、実施に関わる教員の負担増など課題もございます。

不登校児童生徒の学びを保障するため、引き続きICTを活用しながらも、教職員と児童生徒による双方向のコミュニケーションを重視した学習、加配教員を活用した放課後の学習活動、仮想空間を利用した学びなど、一人一人に応じた多様な選択肢を提供していくことが重要であると考えております。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には、若者から選ばれる長野県を実現するためには、英語コミュニケーション力の向上も含めた質の高い教育の実現が欠かせないと考えるがどうかという御質問であります。

私も、これから地域の魅力を高めていく上では、教育、学びを充実することが大変重要だというふうに思っております。そういう観点で、知事部局側でも信州やまほいくやフリースクール認証制度、こうしたものに取り組んできたわけであります。教育委員会には、今、高校の特色化に取り組んでいただいているところでございます。ぜひ、今御質問い合わせていただいているような英語による実践的なコミュニケーション力を高められるような教育や、デジタル社会に適合できる力を育てる教育、こうしたものを長野県の教育のベースとしてしっかり強化していっていただきたいというふうに考えております。

スイスの語学学校E F、エデュケーションファーストというところが英語能力指数というものを毎年発表していますが、2025年、我が国は順位を四つ下げて過去最低の96位と、本当に日本人の英語能力は低いと。国内での比較だけではなく、やはり我々は世界の立ち位置をしっかり認識しながら学びの在り方というものを考えていかなければいけないのではないかというふうに思います。

私は、いろいろなところで海外の方とお話しする機会がありますが、率直に申し上げて、私の英語コミュニケーション能力では満足な会話はできない。私は、学校の英語の成績はそんなに悪いほうではなかったと思いますが、それでもコミュニケーションができないということは、やはり日本の教育の在り方を根本から考えていく必要があるのではないかというふうに率直に感じているところでございます。

こうした問題点については、ぜひ教育委員会ともよく相談して、先ほど御指摘があったように、これは日本全体の英語能力が低いわけですから、そういう中で突出した教育の在り方を模索して実行することができれば、むしろほかの地域との差別化を図ることも十分可能な分野だと思いますので、こうした観点で教育委員会とも協力しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

〔4番勝山秀夫君登壇〕

○4番（勝山秀夫君） 教育は、全ての子供たちの未来を切り開く最も大切な投資であり、私たち大人の責務もあります。地域や家庭の状況に左右されず、どの子も安心して学び、挑戦できる長野県を実現したいと思います。

本日の御答弁を踏まえ、英語教育の充実や不登校支援の拡充、ＩＣＴを活用した学びの保障について県としてさらなる取組が進むことを期待して、私の質問を終わります。

○議長（依田明善君） 次に、毛利栄子議員。

[47番毛利栄子君登壇]

○47番（毛利栄子君） 宿泊税について観光スポーツ部長に伺います。最初に、使途について伺います。

使途については、この間、宿泊税活用部会での議論を経て、10月21日に宿泊税活用計画（仮称）骨子として示され、パブリックコメントの募集が行われたところです。私どもは、導入先にありきではなく、まず宿泊税の使い道を明確にすることが先決だと申し上げてきましたが、示された活用計画について何点か質問いたします。

宿泊税は、宿泊事業者の徴税経費等を差し引いて、市町村に一般交付金として3分の1、広域連携などの重点交付金に6分の1を交付することになっており、残りは県が活用することになります。総額は、当初3年間の200円徴収の試算で22億円、徴税経費に2億2,000万円を充て、市町村への交付金は5億6,000万円、県は9億5,000万円活用となります。

使い道については、活用部会でも、入湯税などが一般財源化され、使途が明確になっていない状況も現にあり、事業者の中には根強い不信感があるとの指摘も出されました。また、観光というワードに結びつけていたずらに使途を拡大しないでほしいなどの声も宿泊事業者から届いています。

使途は、二次交通や観光MaaSの実装、交通機関へのキャッシュレス化、自然公園整備、サイクリングロードの環境整備など幅広い事業に活用することなどが示されています。しかし、これらは本来建設部や企画振興部など各部局の一般財源の中で手だてされるべきものであり、むしろ宿泊施設のバリアフリー化やWi-Fi環境の整備、観光施設のトイレの洋式化、キャッシュレス決済できる環境整備、案内表示、多言語対応の受入れ環境整備、長野県の食や食文化を生かしたおもてなし支援など、お客様である納税者の満足度の向上に資するものに重点的に使うべきではないかと考えますが、いかがですか。

長野県の場合は、他県と違い、全ての市町村に交付金が支給されることになっており、市町村の取組を支援しようとする姿勢は歓迎しますが、独自に宿泊税を課税しない市町村に交付される一般交付金及び重点交付金はどのような基準や割合で配分されるのでしょうか。

交付額は、観光地とされる市でもそれほど多額にならないと聞いており、単年度では事業費も少ないために、必要な環境整備を使うには基金として積みながら使うことも想定されます。ところが、基金の積立期間は2年間であり、3年目に残れば県に返すという立てつけです。2年間はあまりに短過ぎるのではないかでしょうか。せめて5年くらいは見てほしいという当事者

団体の強い要望がありますが、県は受け入れる考えはないようです。実効性のある事業に使う上でも、基金の積立期間は見直しが必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

宿泊税導入の目的や使い道など、県民、事業者、市町村、観光客などに十分説明、周知がされているのでしょうか。宿泊事業者には、税務課からの説明会が11月17日から開催され、12月10日までの日程で県下10か所を会場に行われていますが、内容は申告や納税など実務的な説明が主になっています。実務はもちろん大切なことです。導入の理由や使途を理解し、納得していただかなければ、負担感しか残りません。宿泊事業者には、帳簿や書類の備えつけが求められ、違反には拘禁刑、罰金刑もあり、宿泊税の申告、納入を毎月やらなければならないことも負担で、面倒なことをやらなければいけないのなら、この機会にやめたいと言っている高齢事業者もいると伺いました。

暮らす人も訪れる人も宿泊税の効果を実感できるよう取り組む観光振興策がスローガンですが、理解と納得が不十分なまま見切り発車されることがあってはなりません。丁寧な広報、周知、説明を求めますが、いかがでしょうか。

さらに、交付金活用の受皿となる市町村へはどのような説明がされているでしょうか。ある事業者は、いろいろなことはいつも身近な役所に相談に乗ってもらっているが、役所の人に聞いても曖昧で、細かいことは聞いていないとのことで、当てにならず、このまま実施されるることは不安と言っています。

宿泊税の施行が令和8年6月からと決定されたが、現状クリアしなければいけない課題が多く、期限を区切って間に合わせるために推進するのは困難が伴うと思われます。市町村も事業者も理解、納得し、県民にも旅行者にも周知広報が十分できるよう、施行時期は柔軟に考えることが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

次に、障がい者施策の推進について健康福祉部長に伺います。

2014年に日本が障害者権利条約を批准し、障害者総合支援法、障害者差別解消法、長野県障がい者共生条例など制定されました。障がい者をめぐる施策は、依然として障がい者の人権がきちんと保障されるものになっていません。差別も存在し、家族に責任が押しつけられ、とりわけ母親に介護が集中しています。家族介護を前提とした障がい・介護・医療施策はもはや限界になってきていると思います。

障がいの子供を持つ親御さんは、高齢化し、自分が死んだ後の我が子の将来がどうなるのか不安と、心配を抱えながら暮らされています。全国障害児者の暮らしの場を考える会と研究者が共同で行った調査では、9割の皆さんが親亡き後について心配しているという結果でした。

障がい者の地域移行が進んできていますが、多様な生活の場の一つであるグループホームは、希望者に対して整備状況がかなり不足しているのが現実で、希望してもかなわない状況

があります。先日相談いただいた方は、行政の支援も得ながら諏訪の近隣を含め何か所もグループホームを当たってみましたが駄目で、結果として山梨県の施設を利用せざるを得ませんでした。本人も納得してくれたようですが、遠くの施設では面会に行くのも大変で、お金も時間もかかり、何でそんな苦労を強いさせないといけないのかと申し訳ない思いでいっぱいになりました。

そこで、伺います。長野県の障がい者グループホームの整備状況はどうなっているのでしょうか。入居希望者の希望にかなうものになっているのか実態を伺うとともに、新たな整備計画はどうなっているのか、伺います。

2024年度に報酬改定がされました。引き下げられた上に、水光熱費や燃料費、食材費など物価高騰が追い打ちをかけ、経営は悪化し、経営困難に陥っている事業所が増えています。私がお話を伺った事業所は、グループホーム、生活介護、就労継続支援B型を運営されていますが、令和6年度は累積で1,150万円の赤字となり、これまで努力しながら何とか赤字を出さずにやってきたのに、この先どうやって事業を継続していったらいいかと頭を抱えていました。そこで、県としてこのような実態をどうつかんでいるのか伺うとともに、物価高騰に関わる運営支援を重ねて実施すべきと考えますが、いかがでしょうか。

人手不足も深刻で、特にグループホームは夜勤もあるため、事業を回すのに苦慮しています。県として人材不足への認識を伺うとともに、人材確保に対してどのような対策を取っているのか。また、基本報酬の大幅な引上げが求められていると思いますが、国に対しどのような働きかけを行っているのかについても伺います。

〔観光スポーツ部長高橋寿明君登壇〕

○観光スポーツ部長（高橋寿明君）私には宿泊税に関して5点御質問をいただきました。順次お答えさせていただきます。

まず、宿泊税の使途の考え方についてのお尋ねであります。

宿泊税の使途については、県宿泊税条例において、観光資源の充実、旅行者の受入環境の整備その他の観光の振興を図る施策に充てると規定しております。納税者である宿泊者のみなならず、旅行者の満足度や利便性の向上により税導入の効果を実感できる新規・拡充の取組に充当することとし、施策や地域を極力重点化して取り組みたいと考えております。

こうした考え方を踏まえまして、宿泊施設の高付加価値化やユニバーサル化など宿泊者の滞在環境の向上を支援するほか、旅行者の受け入れ環境整備を行うこととしておりまして、議員から御質問がありました二次交通の充実では、従来の生活交通への支援ではなく、観光客が円滑に移動できるように周遊ツアーの造成や、拠点駅と観光地を結ぶ路線等の新設・増便への支援を検討しているほか、サイクリングに関しては、新たな道路整備ではなく、走行環境整備とし

てルート上の看板の新設やサポートステーションの充実を支援、また、観光MaaSでは、観光地のチケットレスサービスなどの新たなシステムの構築など旅行者の満足度や利便性向上させる環境整備について検討してまいります。

今後、活用計画の策定や令和8年度当初予算の検討に当たっては、既存の財源により実施してきた施策との相乗効果も図りながら、税導入の効果を最大限発揮させるよう取り組んでまいります。

次に、市町村交付金の配分基準や割合についての御質問です。

税収の一部を交付金として市町村に配分する宿泊税市町村交付金については、市町村との意見交換を行いながら制度検討を進めてまいりまして、先日、令和8年度の交付目安額をお知らせしたところであります。

市町村交付金は、県が徴収する税収のうち、徴税等に係る経費を除いた3分の1を一般交付金として、6分の1を重点交付金として配分します。このうち、観光客の利便性向上に資する新規・拡充事業に活用可能な一般交付金は、市町村における宿泊数を基準として算定することとし、県全体の観光の底上げを図る観点から、市町村に一律50万円交付する均等割も設定いたします。

また、市町村連携など広域的かつ重点的施策に活用可能な重点交付金は、市町村における宿泊数に加え、宿泊の少ない観光地にも配慮するため、宿泊地以外での滞在数も加味し算定することとし、その比率を1対1としております。

続いて、市町村交付金に係る基金の積立期間を見直すべきではないかとのお尋ねであります。

この交付金は、県と市町村が一体となって施策を推進するため、市町村に最大限配慮し、県が徴収する宿泊税収入から最大2分の1を交付する制度としておりまして、市町村におかれでは、税の趣旨を踏まえて有効に活用いただきたいと考えているところであります。

そして、この交付金の活用に当たっては、計画的な取組の推進と活用残額の有効活用を図る観点から市町村において基金を設置し、積立てを行うことを可能としております。積立期間につきましては、宿泊税の導入効果を早期に発揮させるため、できる限り早期に事業化いただくことが必要であることから、交付年度から2年間とし、積立てを行ってから3年以内に事業化するよう市町村にも説明を行ってきております。こうしたことから、現時点で積立期間の見直しは考えておりません。

4点目の県民や事業者、観光客などへの丁寧な広報、周知、説明についてお答えいたします。

宿泊税の導入趣旨や使途については、現在県内10地域で開催している宿泊事業者向けの説明会のほか、本年10月に実施した宿泊税活用計画（仮称）骨子に係るパブリックコメントなど、これまで様々な機会を捉え、御説明や意見聴取の機会を設けているところであります。その

上で、納税者となる県内外の宿泊者の皆様に丁寧に広報・周知を行い、御理解いただくことが重要であると認識しております。このため、税の制度や主な使途を記載するポスターやリーフレットなどの広報資材を現在制作中でありますし、年末から順次県内の主要駅や観光施設、宿泊施設での掲載、配布を行うこととしております。

加えまして、首都圏をはじめとする県内外の主要駅や高速道路、宿泊予約サイトなどのインターネットでのデジタルを活用した広告について、来年2月から制度開始まで継続的、集中的に実施してまいりたいと考えております。今後も、様々な機会を通じ、多くの皆様に御理解いただけるように取り組んでまいります。

最後に、市町村への説明状況と施行時期についてのお尋ねであります。

市町村交付金に限らず、県としての宿泊税の活用の考え方については、県と市町村との協議の場や市長会、町村会の会議などにおいて市町村長に直接御説明しているほか、先月には市町村の観光担当者向けの説明会も開催して制度の周知を図っているところであります。

また、施行時期は柔軟に対応すべきとのお話がありましたら、宿泊税の開始日につきましては、先月20日に長野県宿泊税条例の施行期日を定める規則を公布し、制度の開始を令和8年6月1日に正式決定したところであります。

現在、独自に宿泊税を課税する予定の市町村と共に、同日付で制度開始ができるよう、事業者向けの説明会や会計システムの改修支援などを実施しているところでありますし、現時点での施行期日の変更等は準備を進めている関係者に大きな混乱とコストの増加を伴うものと認識しておりますし、宿泊者や関係者の皆様に御理解いただき、令和8年6月1日に円滑に制度が開始できるよう、今後も事業者、市町村向け説明会の開催や、継続的な広報を実施するなど、着実に準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

[健康福祉部長 笹渕美香君登壇]

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には障がい者施策に関する3点お尋ねがございました。

初めに、障がい者グループホームの整備状況と整備計画についてでございます。

本年4月1日現在のグループホームの整備状況は、共同住居数で732、定員は3,863人で、5年前と比較して、共同住居数で121、定員は675人増加しております。また、本年4月のグループホームの利用者数は3,414人で、利用率は88.4%となっております。

県では、圏域によるグループホームの偏在や手厚い支援を必要とする方に対応できるグループホームが少ないとなどにより、入居希望者のニーズに十分対応できていない状況もあると認識しております。

昨年3月に策定した第7期障害福祉計画において、令和8年度末までに、共同住居数を令和

5年度末より50増加の760とする目標を掲げております。グループホームは、障がいのある方の地域生活を支える重要な基盤であるとの認識の下、施設整備補助金において地域偏在の解消や重度障害者の入居に資する事業を優先的に採択し、計画的な整備を促進してまいります。

次に、障がい福祉サービス事業者の経営実態と物価高騰対策についてでございます。

令和6年度の報酬改定や物価高騰の影響を把握するため、昨年10月に全事業者を対象に実態調査を実施いたしました。

その結果、サービス種別によって異なるものの、全体として対前年度比で増収と回答した事業所は約4割、減収と回答した事業所は約3割でございました。このうち、増収、減収の理由として、報酬改定の影響があると回答した事業所はいずれも約7割となっており、報酬改定によっても物価高騰の影響が改善されないと回答した事業所は約半数という状況でした。

また、先般公表された全国の障害福祉サービス事業所等の経営状況の調査では、赤字と回答した事業所の割合は全サービス平均で報酬改定前と比べて約6ポイント増加しており、厳しい経営環境に置かれた事業所が一定数あるものと認識しております。

そのような中、県では、物価高騰の影響を受けている事業者を支援するため、光熱費、燃料費、食材料費の価格高騰に対する支援を今年度実施したところでございます。人件費や物価の高騰が継続していることを踏まえ、国の動向を注視しつつ、今後必要な支援策を講じてまいります。

最後に、人材不足の認識、人材確保対策、国への働きかけについてでございます。

長野労働局のデータによると、障害福祉分野を含む福祉関連職種の本年10月の有効求人倍率は全産業を上回る2.68倍となっており、人手不足は深刻な状況と認識しております。県では、人材確保や職場環境改善を促進するため、今年度、職員1人当たり5万4,000円相当の助成を行ったほか、職員の給与アップにつながる処遇改善加算の新規取得や、より上位の加算を取得できるよう社会保険労務士等の専門家派遣等による支援を行っております。

加えて、職員の負担軽減や業務効率化を推進するため、昨年6月に生産性向上総合相談センターを設置し、相談支援、研修会の開催、介護ロボット等の貸出しといった支援を行うとともに、介護ロボットやＩＣＴの導入費用を助成し、人材の確保定着に取り組んでいるところでございます。

また、県では、賃金水準の低さが人手不足の最大の要因との認識の下、国に対し、前回の報酬改定の効果を十分検証し、基本報酬のさらなる引上げや加算等の充実を要望してきたところでございます。

今後は、国の経済対策に盛り込まれた臨時報酬改定の内容を踏まえ、必要に応じて要望を継続するとともに、人材確保・定着対策を強化し、人手不足の解消に努めてまいります。

以上でございます。

[47番毛利栄子君登壇]

○47番（毛利栄子君）長野県の法定外目的税は、森林税に加え、宿泊税が導入されることとなりました。一般財源を補完するものとして安易に運用されるようなことになれば、次々と新たな税金が導入されることになるのではないかと危惧しているわけです。導入の趣旨が事業者、県民、観光客など全ての皆さんに周知されて、観光振興に真に役立つものに使われることを願うところであります。

障がい者のグループホームに関しては、保護者も当事者も安心して暮らせる場を保障することは政治の責任として当然だと思います。人材確保とともにさらなる整備の拡充を求めて次の質問に移ります。

長野県石油商業組合に対する排除措置命令等に係る県の対応について知事に伺います。

物価高で暮らしが苦しい中、長野県のガソリン価格は全国トップレベル状態が続き、県民からどうしてなのかと疑問が出されていました。党県議団にも、他県と比べてリットル当たり10円も高い理由を説明してほしいと幾つかメールも届いていた矢先、2月5日、長野県石油商業組合北信支部加盟のガソリンスタンド間で店頭表示価格の値上げ幅などを知らせる電話連絡が回っていた疑いが浮上し、口裏を合わせて値段調整をしていたのではないかとの新聞報道があり、怒りと衝撃が広がりました。

公正取引委員会は、11月26日、長野県石油商業組合北信支部に対し独占禁止法に定める排除措置命令を出し、同支部に加盟する一部の事業者17社に対して合計1億1,658万円の課徴金納付を命令し、石油商業組合本部に対して支部の違反行為を事実上容認していたとして異例の法令遵守を申し入れました。その後、資源エネルギー庁は2年間の設備投資支援の補助金交付停止、経済産業省も2ないし4か月間の補助金停止の厳格な措置を取るに至っています。

知事は、提案説明の中で、公正な競争を阻害し、県民生活や地域経済に深刻な影響を及ぼすものであり、県民の信頼を著しく損なう許し難い行為だとして、組合本部が不適切な価格調整行為を把握しながら必要な是正措置をしてこなかったことは、組織運営におけるガバナンスの欠如を示すものであり、組織運営が適正になされ、法令遵守が徹底されるよう厳正に対処すると明言されています。

ところが、マスコミ報道によれば、石商本部の理事長らは、ここに至るも、容認してはいなかった。つまり、本部は関わっていなかったと言い張り、自らの責任を認めようとせず、県民や組合員の反発を招き、あまりにひどいとの声が上がっています。

そこで、知事にお聞きします。

石商本部の責任者のこうした無責任な発言は、誠意も反省もなく、公取の指摘にも真摯に応

えようとしない許し難い態度だと考えますが、どのように受け止めているのか、見解を伺います。

県は、これまで、何回にもわたり事実関係の報告を求め、第三者委員会報告に関わる報告、中小企業団体の組織に関する法律に基づく報告の徴収などを行って、不明点については聞き取りも実施し、長野県中小企業団体中央会にも指導を依頼するなど、曖昧な回答を重ねる組合に対し重ね重ね対処してきています。しかしながら、これらの経過を見ても、組織のガバナンスの確立、コンプライアンスの遵守、県民への丁寧な説明、再発防止策などの取組に真摯に向き合っているとは到底言い難い状況ではないでしょうか。そもそも、違法行為を行っていたという認識が乏しく、長年にわたって高いガソリン代に犠牲を強いられてきた県民への謝罪の気持ちもなければ、説明責任を果たす気持ちも感じられません。

県として厳正に対処することですが、行政処分も含め、具体的にどのような対応を講じるのか、伺います。また、厳正に対処するというのであれば、まず本部役員の早急な人事の刷新を求めるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）長野県石油商業組合に関する御質問を2点いただきました。

まず、排除措置命令等の受け止めについてという御質問でございます。

公正取引委員会が、今般、長野県石油商業組合北信支部に対して独占禁止法に定める排除措置命令を、そして、同支部に加盟する一部の事業者に対して課徴金納付命令を、併せて、県石油商業組合に対しては、同支部で行われていた販売価格の改定額等の決定、改定の行為を踏まえ、法令遵守を図るよう申し入れを行ったところであります。

こうした行為は、公正な競争を阻害し、県民生活や地域経済に深刻な影響を及ぼすものであり、県民の皆様の信頼を著しく損なう許し難い行為であると、これは提案説明でも申し上げましたし、会見等でもそうした考え方をお伝えさせてきていただいているところであります。

また、県の石油商業組合の本部が北信支部の独占禁止法違反行為を取りやめさせることなく事実上容認していたというふうに指摘されておりることは、組織全体としてのガバナンスが欠如しているというふうに言わざるを得ないと思っています。

県石油商業組合においては、こうした状況を重く受け止めて、組織としての健全性、透明性を確保するようにしっかりと取り組んでいただくことが必要であり、また、かねてから求めておりますように、県民の皆様方に対してもしっかりと説明責任を果たして信頼を回復することが重要だというふうに考えています。

続きまして、石商に対する具体的な対応と、本部役員の刷新を求めるべきではないかという御質問でございます。

これまで、県としては、中小企業団体の組織に関する法律に基づいて報告の徴収を行うとともに、中小企業団体中央会とも連携して、第三者委員会の報告で指摘されていることについて真摯に対応することなどを石商に指導してきたところであります、現時点で十分な対応がなされているというふうには言い難いと考えております。

今回、公正取引委員会から石商本部に対して、今後の組織運営を適正化する観点でコンプライアンス遵守に関する申入れがなされました。県としては、既に石商に対して事実関係や今後の対応方針について県に報告するよう中小企業団体中央会を通じて求めているところでございます。

先ほど、報道されている役員のコメントについても言及されておりましたが、そうしたことにも含めて、石商の考え方について今後直接聴取したいというふうに考えております。石商の組織運営が適正に行われ、ガバナンスを確立し、コンプライアンスを遵守するよう、法令に基づいて業務改善命令も視野に入れて厳正に対処していきたいと考えております。

また、本部役員の人事刷新についてのお尋ねであります、石商に対しては、これまで県民の皆様方からの信頼回復を求めているところでございます。こうした状況を真摯に受け止めていただき、石商において、組織体制の在り方を含め、まずは自主的、主体的に考えていただくことが必要だというふうに考えています。

以上です。

[47番毛利栄子君登壇]

○47番（毛利栄子君）県石商は、これまで様々な補助金や県の報奨金など多額の税金をつぎ込んできた団体です。県内には、厳しい営業を強いられながら、地域住民の暮らしを支えるためにやめるわけにはいかないと、過疎地で頑張ってくれているスタンドもたくさんあります。

今回の事件を教訓に、しっかり反省し、再発防止に努めながら再生の道を進むよう期待するところでありますけれども、人事の問題につきましては、例えば、一般の企業であるなら、これだけ組織の支部に罰則や課徴金を負わせ、長年にわたって県民に不当な苦難を押しつけてきたのであれば、組織のトップが責任を取って役職を辞すのが当然かと思います。

県とのやり取りの中でも、県には本当に御苦労いただいていると思うんですよね。産業労働部の皆さんには、何回にもわたって、第三者委員会の中身に沿いながらいろいろな指導をされています。でも、指導してもそのことをなかなか受け止めようとされなくて、例えば、人事の問題については何とおっしゃっているかといいますと、これから総会、理事会をやって対応していきますと言うけれども、そういう動きというのは県民の目にはほとんど見えないわけです。だから、県民にしてみれば、本当にこれでいいのかということでますます怒りが高まっているという状況なわけです。

今、知事からは、人事のことも含めて、組織が自主的、主体的にというお話をありましたけれども、もっと強制力を持った県の対応ができないのか。そのことについてお伺いさせていただきます。

[知事阿部守一君登壇]

○知事（阿部守一君） 石商への対応については、私も、役員の皆さんと直接向き合って、我々に対する報告等が極めて不十分だということでこれまでかなり厳しく対応させてきていただいているところでございます。

しかしながら、一方で、先ほど御質問の中にもありましたように、多くの事業者、特にＳＳの第一線で働いている皆様方が、本当に厳しい経営環境の中でしっかりと頑張っていただいている皆さんも大勢いらっしゃるというふうに思っています。

そういう意味で、私は、まずはというふうに申し上げました。我々県としてどのような措置を講ずるかということについては、石商の会見もしっかり行われるというふうに承知していますので、その中でどういうことが県民の皆様方に対して説明されるのか、そして、先ほど申し上げたように、直接我々も石商に意見を聴取したいというふうに思っています。

そうしたことでもしっかりと踏まえて、先ほど来申し上げているように、県民の皆様方の思い、本当に許さないという思いを持たれている方も大勢いらっしゃると思います。ただ、その一方で、我々は行政機関でありますので、こうした感情面だけではなく、やはり法令に基づいて冷静に対応していくということも必要だというふうに思っています。知事の立場としては、県民の思いをしっかりと受け止めながらも、一方で、法律を執行する立場としては、冷静にこの問題に対処していきたいというふうに思っています。

石商の皆さん、いろいろな関係者の皆さんのがいらっしゃいます。この問題を非常に重視されている組合員の方々もいらっしゃるわけでありますから、まずは石商自らしっかりと向き合つていってもらいたいというふうに考えております。

以上です。

[47番毛利栄子君登壇]

○47番（毛利栄子君） 県として一層厳格な対応をしていただくことを求めながら、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（依田明善君） 次に、青木崇議員。

[7番青木崇君登壇]

○7番（青木崇君） 松本市・東筑摩郡区選出の青木崇です。初めに、今後の産業振興におけるビジョンについてお伺いします。

私が最も関心のあるテーマの一つは、なかなか解消の見通しが立たない少子化問題です。同

世代で働いている方や子育てをされている方からは、日々の生活のゆとりがない、将来の見通しが立たないという声をいつもお聞きします。皆さんと話をしていて思うことは、やはり多くの若い世代が求めているものは選択肢を広げる可処分所得の増加、共働きなどの多様で柔軟な働き方、それらを可能とする安定した雇用・経済環境、そして希望ある将来の見通しであるということです。そのための経済基盤の強化が、今や高いハードルとなってしまった少子化反転の実現にはどうしても必要なだと改めて感じています。

今、日本経済は大きな転換点を迎えてます。10月に誕生した高市政権では、責任ある積極財政を掲げ、日本経済の再起動に挑んでいます。この責任ある積極財政とは、経済成長と財政規律の双方に責任を持つという考え方です。従来の単年度プライマリーバランス重視から、経済成長によって債務対GDP比を引き下げるこことを目指す財政運営への転換を意味します。

その象徴となるのが、先月閣議決定された21.3兆円規模の総合経済対策です。補正予算の規模は前年度の13.9兆円を上回り、コロナ後最大規模となっています。開会日の知事提案説明において、国の総合経済対策に対応した新たな経済対策を策定し、政策効果を早期に実感していただけるようにすると表明がありました。宮下議員、勝野議員からの質問にもありましたが、今定例会中に対応すると表明されたこともあり、呼応する規模感とスピード感ある対応で物価高騰に直面する県民の暮らしと事業活動の底上げを改めてお願ひしたいと思います。

今の財政政策の転換の背景には、日本経済の長期的な停滞があります。高市総理は、所信表明演説で、日本が今行うべきことは、行き過ぎた緊縮財政により国力を衰退させることではなく、積極財政により国力を強くすることと表明されています。積極財政には、財政規律悪化やマーケットの信認に関する慎重な意見もありますが、確かな経済成長とワイスペンディングによって持続可能な経済の好循環につなげられるかが今後の鍵となります。

また、注目されるのは、日本成長戦略本部が設定した17の戦略分野です。AI・半導体、造船、航空・宇宙など、今後の国家戦略として重視される分野に集中投資が計画されています。その中で、高市総理は、熊本県のTSMC、北海道のラピダスを地方経済活性化の事例として言及しています。国による先導的投資が関連産業を誘発し、地域経済全体を押し上げる産業クラスターの形成、これを地域未来戦略として全国各地で展開しようとしています。

長野県には、信州ITバレー構想や航空機産業振興など、これまで培ってきた産業政策の基盤があります。これから官民を挙げての投資を取り込むためにも、国の財政政策方針と今後の見通しを捉えて、関係事業者と連携しながら長野県の強みを生かした成長戦略を描くことが求められます。

冒頭の若者の視点に戻りますと、いわゆる幸せに縮んでいく社会の未来像しか描くことができない中で、どう戦略的に生き抜くかを考えた結果が今の若者の選択になっていると感じます。

その未来を変えようと動き出した国の政策動向を踏まえて、長野県の特徴を生かした魅力ある経済環境と若者から選ばれるような希望ある地域の未来を次世代にも示していくことが重要であると考えます。

以上を踏まえて、2点、知事に伺います。

まず、高市政権の掲げる責任ある積極財政と閣議決定されました総合経済対策について、県としての評価と受け止め、今後の対応についての見解をお伺いします。

続いて、国が責任ある積極財政において掲げる危機管理投資・成長投資の戦略分野について、今回の財政出動を逃すことなく、県としてあらかじめ備えておくべきと考えます。また、この機会を捉え、確かな経済成長につなげるためには、戦略分野として挙げられている項目、とりわけ産業分野で本県が培ってきた信州ＩＴバレー構想や航空機産業の振興などの取組も生かすべきと考えます。つきましては、これらの経緯を踏まえ、国の施策を生かし、長野県の産業振興にどのように取り組み、長野県の経済成長を実現するのか、見解をお伺いいたします。

成長戦略の中で注目される分野の一つがデータセンターです。AI技術の進展に伴い、データセンターの重要性が高まっています。データを「21世紀の石油」と表現する見方もあるように、デジタル経済においてデータインフラは基盤的な役割を果たします。長野県は、この分野において、冷涼な気候による冷却コスト削減、再生可能エネルギーのポテンシャル、相対的な災害リスクの低さといった優位性が挙げられます。データセンター誘致とIT企業の集積を戦略的に進めることができれば、地域雇用の創出、IT人材の集積、エネルギー産業との連携など、地域経済に新たな可能性をもたらすことが期待されます。

今年6月定例会の一般質問では、信州ITバレー構想にAIの活用を位置づけるとの答弁をいただいたところですが、AIを活用した信州ITバレー構想やデータセンター誘致などの今後の取組についての県の見解を米沢産業労働部長にお伺いいたします。

続いて、未成年者の自殺対策とSNS利用について質問いたします。こちらは、6月定例会にてRAMPSやスクールカウンセラーの対策強化について小山県議が取り上げられておりますが、私からも質問させていただきます。

長野県における未成年者の自殺の状況は、2015年から2023年まで長野県は全国平均を上回り続け、一時は全国ワースト1位という状況にありました。これを受け、平成30年度に知事を座長とする子どもの自殺対策プロジェクトチームを設置し、未成年自殺者数をゼロにすることを目標に掲げて、県を挙げて取り組んでこられました。その取組の結果、昨年の県内未成年者の自殺死亡率は前年より1.75ポイント減少。人口10万人当たり3.56人となり、全国平均である4.03人を単年度で初めて下回ることとなりました。2020年から5年間の平均は4.41人で、5年トレンドでは横ばいの状況ではあるものの、県の取組による一定の抑制効果が表れているもの

と捉えています。

一方で、全国的な傾向を見ると、2024年の小中高生の自殺者数は527人となり、統計開始以来の過去最多を記録しています。全世代の自殺者数は減少しているにもかかわらず子供の自殺だけは増加し続けているというこの状況を、何としても変えなければなりません。

第4次長野県自殺対策推進計画では、2027年までに20歳未満の自殺をゼロにする目標を掲げています。この自殺者ゼロ目標を実現するため、そして長野県モデルとして全国の未成年自殺者数の減少に寄与するために、各関係部局に一層の取組強化を求め、5点についてお伺いします。

まず、長野県としてこれまで未成年自殺対策に取り組んできた結果、全国比較では抑制できている状況と報じられています。現在の状況や全国との比較、傾向について見解をお伺いします。

続いて、県では子供の自殺実態分析を行うこととされていましたが、県内の分析の状況と今後の取組についての見解をお伺いします。

そして、子供たちに支援の手がしっかりと届くように、よりそいホットライン、こころの健康相談統一ダイヤル等の認知率を上げることが重要となります。若者が実際に必要なときにアクセスできるよう、学校、教育現場やSNSプラットフォームと連携した積極的な周知活動が必要と考えますが、県の見解をお伺いします。以上3点は笹渕健康福祉部長にお伺いします。

続いて、様々な困難を抱える子供・若者支援として、総合的な相談体制の充実や全県の支援関係者による連携の強化について、現在の状況と今後の取組を酒井こども若者局長にお伺いします。

そして、5点目として、教育委員会として現状の取組状況と、未成年の自殺者ゼロを目指し、どのように対策強化に取り組んでいくのか。こちらは武田教育長の見解をお伺いします。

今、世界各国が未成年者のSNS利用について警鐘を鳴らし始めています。先月、EU欧州議会は、16歳未満の子供が保護者の許可なしでSNSを利用することを制限するよう求める決議を賛成多数で可決いたしました。13歳未満についてはSNSの利用を禁止すべきとしています。最も踏み込んだのがオーストラリアで、16歳未満のSNS利用を禁じる法律が可決され、今月10日から施行されることとなります。

各国が規制に動く背景には、未成年者のSNS利用に関する科学的見解があります。米国厚生省の調査によりますと、SNSを1日3時間以上利用する若者は鬱病のリスクが倍増することが分かっています。米国の公衆衛生のトップは、10代の若者にとって重大なリスクと警告を発しました。

国立精神・神経医療研究センターの研究では、思春期におけるインターネットの不適切使用が精神病症状やメンタルヘルス不調のリスクを高めることが因果関係として報告されました。

また、発達途上にある子供の脳は刺激に敏感で、自己コントロール力につかさどる前頭前野がまだ未熟なため、依存しやすい状態にあります。

一方で、SNSには、情報収集、コミュニケーション、学習機会の提供など、若者にとっても重要な機会、メリットを提供している面もあり、一律に禁止することについては慎重な議論が必要です。しかし、飲酒、喫煙などには年齢制限がある中で、SNS上では、オーバードーズを助長するような有害コンテンツに触れてしまったり、いじめや依存などのトラブルに遭う可能性もあり、未成年者を保護するための一定の利用適正化策は社会で取られるべきと考えます。

未成年者におけるSNS利用適正化を図るため、長野県でも先進的に啓発や県民運動を展開することが必要な段階にあると考えますが、県におけるSNSの青少年に与える影響について、問題意識と今後の取組の方向性を酒井こども若者局長に伺います。

また、教育委員会として、SNSの青少年に与える影響についての教育長の問題意識と今後の取組の方向性について武田教育長にお伺いいたします。

続いて、下水汚泥の肥料化について伺います。

我が国の食料安全保障を考えるとき、食料自給率における肥料の輸入依存が問題になります。中でも、リンについては、日本はほぼ全量輸入に依存していて、リン酸アンモニウムのおよそ9割は中国からの輸入に頼っている現状があります。

そこで注目されているのが、私たちの足元にある下水汚泥からのリンの採取です。食料安全保障強化政策大綱では、2030年までに堆肥・下水汚泥資源の使用量を倍増し、リンベースの肥料の使用量に占める国内資源の利用割合を40%まで拡大することとしています。

長野県では、犀川安曇野流域下水道事務所において下水汚泥の肥料化の検討が進められてきました。南安曇農業高校との協働により、昨年5月には、流域下水道として県内初の汚泥肥料としてアクアピア1号を肥料登録いたしました。コシヒカリを用いた栽培試験では、汚泥肥料を使用したほうが化学肥料より収量を上回る結果となり、この取組は国土交通大臣賞を受賞するという快挙を成し遂げました。南安曇農業高校の生徒たちは、下水汚泥は資源であるとの認識の下、研究を続けており、彼らの取組は、下水汚泥に対する社会のイメージを大きく変えつつあります。

循環型社会の実現に向けて、以下2点について伺います。

まず、下水汚泥を肥料化するに当たっては、周辺環境に配慮した臭気対策と肥料の質、安全性を高めることも含めた販売先を確保する出口戦略が重要となります。犀川安曇野流域下水道事務所において検討が進められておりますが、今後の検討方針についての見解をお伺いします。

また、南安曇農業高校の取組によって、下水道汚泥肥料のイメージ向上につながっています。

取組の成果と、今後もその成果を生かすことも検討されたいが、県の見解についてお伺いします。以上2点を小林環境部長にお伺いします。

続きまして、サンプロアルWINの安全対策について伺います。

10月2日、松本市の総合球技場「サンプロアルWIN」で、バックスタンド側の照明用架台から部材の一部が落下し、直下の観客席7席が破損していることが発見されました。不幸中の幸いは、発生時に施設利用がなかったことあります。県では、早急に復旧作業に取りかかっていただき、昨日関係者への進捗状況の公開をしていただいて、Xでもその様子を随時発信していただいているところであります。

アルWINは竣工から24年が経過していますが、定期点検は実施されており、問題は指摘されていませんでした。検討会では、原因は金属疲労によるものと推定されているところですが、原因究明に基づく再発防止策を検討することが重要であります。

そして、既にこのバックスタンド側で観戦することに抵抗感があるという声が実際に聞かれています。施設利用者の不安やイメージ悪化による来場控えなどにつながらないように、この機会に施設の安全性をしっかりと宣伝できるよう、徹底した安全対策、施設改修を講じていただきたいと考えます。

また、部材の一部落下により施設利用ができなくなった影響として、利用団体の一つであり、アルWINをホームスタジアムとする松本山雅FCは、以降再開見通しがなかなか立たないまま、残りの試合を順次別会場に移さざるを得ませんでした。報道によりますと、松本山雅FCの運営会社は、チーム強化費用の増加などにより、赤字決算が続いている状況と報じられています。改善に向けて経営努力に取り組まれてきた中で、突然ホームスタジアムである本施設が利用できなくなったことにより、興行収入、広告収入など経営面での影響があったと聞いています。今回のような事例が県内では過去になかったと聞いていますが、県施設利用団体にリスクを負わせることとなるよう、また、地域スポーツの活力維持の観点からも適切な支援策の検討を求めたいと思います。

そこで、3点について伺います。

まず、アルWINのバックスタンド側照明施設において部材の一部が落下した問題がありましたが、原因の究明と復旧の見通しを栗林建設部長に伺います。

また、アルWINがより安全で快適に利用できるよう、施設改修や座席改修について対応すべきと考えますが、県の見解についてお伺いします。

松本山雅FCは、残り試合の会場振替を余儀なくされたことにより興行収入に影響が出ているとお聞きしていますが、補償についての県の見解をお伺いいたします。以上3点を栗林建設部長にお伺いいたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には産業振興に関する2点御質問をいただきました。

まず、高市政権の積極財政と国の総合経済対策に対する評価、受け止め、今後の対応という御質問でございます。

先月21日には「強い経済」を実現する総合経済対策が、そして28日にはその対策を裏づける補正予算案が閣議決定されたところでございます。まずは、現下の経済情勢の中で、高市総理が総理に就任して直ちにこの経済対策の策定を指示されたということについては大変ありがとうございます。敬意を表したいというふうに思っています。

全国知事会からもいろいろな要請をこれまでしてきておりますが、そうした中で、例えば医療・介護等の経営改善や中小企業等の生産性向上支援、さらには成長分野への投資、こうした分野に地方の声が反映されているということについては評価したいというふうに思っております。また、重点支援地方交付金の拡充や地方交付税の追加等の決定なども、地方財政に配慮していただいているということで大変ありがとうございます。

責任ある積極財政につきましては、コストカット型経済から成長型経済へ転換する上では重要な方策と捉えておりますが、一方で、国の総合経済対策でも示されているように、財政の持続可能性に十分配慮しつつ、戦略的に財政出動を行うことが肝要だというふうに考えております。

今後、県としての対応につきましては、国の総合経済対策を最大限生かしていきます。ただ、単に国が言ったとおりということだけではなく、現下の厳しい状況を私どもとしてもしっかりと把握させていただいた上で、県内の市町村とも連携して、物価高騰対策をはじめ、防災・減災対策や子育て支援、未来に向けた成長投資など総合的な観点から経済対策を策定していきたいと考えております。

続きまして、これまでの本県の産業振興の取組に国の政策を生かしたこれからの産業振興についてという御質問でございます。

今回、暮らしの安全・安心ということが総合経済対策で掲げられていますし、また、17の戦略分野、危機管理投資・成長投資ということで、半導体、航空・宇宙、フードテック、こうしたものも掲げられております。こうした方向性は、長野県の産業経済の発展にも大きく役立つ部分があるのではないかというふうに期待しているところでございます。

政府の政策をしっかりと取り入れるということは大変重要だというふうに私も思っておりますが、今注目しておりますのは、いわゆる地域未来戦略でございます。総理の所信表明で言及されておりまして、なかなか具体的な中身が見えてこなかったわけですが、昨日、地域未来戦略本部の初会合が総理出席の下で開催されました。地域ごとの産業集積地の形成、地場産

業の付加価値の向上、こうしたものを進めていくという方向性が出されているところであります。

折しも、本日夕刻、私も全国知事会の代表として参加しますが、地方創生に関する地方六団体と政府との意見交換会がございます。まさに地方創生担当と地域未来戦略担当の黄川田大臣が御出席される場でありますので、私のほうからは、このことに対して期待の意を表明していきたいというふうに思っております。あわせて、来年に向けてこの地域未来戦略の政策パッケージを取りまとめるという指示が総理から出されていますので、取りまとめに当たっては、我々地方の声をぜひしっかりと聞いていただきて、地域の思い、意見が十分反映されるものになるように要請していきたいと思っております。

引き続き我々も国の動向をしっかりと把握し、長野県の産業振興に役立つと思われる施策については積極的に取り入れながら、長野県経済の発展に向けて全力を傾けていきたいというふうに思っております。

以上です。

[産業労働部長米沢一馬君登壇]

○産業労働部長（米沢一馬君） 私にはA I を活用した信州 I T バレー構想やデータセンター誘致などの今後の取組について御質問をいただきました。

県では、次期信州 I T バレー構想におけるA I 活用の可能性について、県内外の I T 事業者や研究機関、信州 I T バレー構想アンバサダーなどにヒアリングを行うとともに、生成 A I 時代の展望や製造業における A I 活用などをテーマに対話型ワークショップを 3 回開催し、幅広い意見をいただきながら検討を進めているところです。

また、10月27日に開催した長野県産業イノベーション推進本部会議において次期構想の骨子案を協議いたしました。今後、さらに内容を具体化し、来春を目指してまいります。

また、議員御指摘のとおり、本県産業の I T 化を促進する上で重要な要素の一つに、データセンターの誘致が考えられます。本県は、議員が先ほど御指摘したとおり、比較的冷涼な気候や豊富な地下水など立地に有利な条件を備える一方、大規模な集積を目指すには十分な電力や広大な用地の確保といった課題もあります。

こうした状況を踏まえ、生成 A I や高度なデータ解析の普及に伴い、膨大な計算処理を担うデータセンターが社会インフラとして不可欠になりつつある中、県としては、災害リスクの分散や地域資源の活用という観点から、再生可能エネルギーを活用する小規模分散型データセンターの誘致が有効な選択肢となり得るか検討を進めてまいりたいと考えております。

A I は急速に社会へ浸透し、革新的な技術や活用領域は目覚ましいスピードで進化を遂げて

います。こうした変化を踏まえ、今回策定を目指す信州ＩＴバレー構想2030において、本県産業でいかにＡＩを効果的に活用し、その実装を通じてＩＴ化をさらに進め、地域の発展に結びつけていくかをしっかりと議論してまいりたいと考えております。

以上です。

〔健康福祉部長 笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には自殺対策に関する3点お尋ねがございました。

初めに、子供の自殺の状況等についてでございます。

議員御指摘のとおり、令和6年の20歳未満の自殺者数は大幅に減少いたしましたが、こうした値は年ごとの変動が大きいため、県では人口動態統計に基づく5年間の平均を独自に計算し、その傾向を把握しております。

令和6年までの過去5年間の平均では、全国の20歳未満の自殺率は人口10万人当たり3.85で、前の5年間より0.18増加し、依然として増加傾向に歯止めがかからない状況でございます。一方、本県は4.42で、前の5年間より0.02減少し、僅かながら改善が認められました。しかしながら、全国平均にはまだ届かず、いまだ対策が必要な状況と認識しております。引き続き、第4次長野県自殺対策推進計画に掲げる子供の自殺ゼロの目標に向か、積極的に取組を進めてまいります。

次に、子供の自殺の実態分析と今後の取組についてでございます。

今年度、過去5年間に子どもの自殺危機対応チームに支援要請のあった案件や、自殺した子供の属性、背景等について比較分析を行い、子どもの自殺対策プロジェクトチーム会議において議論を行いました。傾向として、家庭や学校に何らかの問題を抱えていたケースが多いこと、また、自殺に関する兆候を示していた場合が多いことが確認されたところでございます。

一方で、周囲が自殺リスクを把握できていない、いわゆるノーマークの子供も一定数いることから、子供の精神的な不調や自殺リスクを把握できるR A M P Sなどのツールを活用して周囲から見えていない高リスクの子供を早期に発見し、速やかに支援に結びつけることの必要性を改めて認識したところでございます。

今後の取組につきましては、第1に、高リスクの子供の早期発見。第2に、リスクが確認された子供を医師や専門職で構成する子どもの自殺危機対応チームなど適切な支援につなぐ。第3に、子供自身や保護者、学校関係者がS O Sを発信・受信できるよう普及啓発を強化する。こういった取組を総合的に進め、子供の自殺ゼロを目指してまいります。

最後に、子供の相談ダイヤル等の認知向上についてでございます。

御指摘のとおり、子供たちに支援の手が確実に届くことは極めて重要であると認識しております。そのため、県教育委員会等と連携し、よりそいホットラインやこころの健康相談統一ダ

イヤルの認知度向上に向け、県内の相談窓口を掲載したお守り型のリーフレットを県内の中学1年生全員に配付するなど、学校での啓発や広報活動を進めております。

また、子供や若者が支援を必要とする際に確実にアクセスできるよう、相談窓口をまとめたランディングページへの誘導を図るリストティング広告や、議員御提案のようなLINE等のSNSプラットフォームと連携した情報発信を積極的に実施しているところでございます。

さらに、令和7年度は、これまでのランディングページを「こころのまど信州」として新たに開設し、順調にアクセス数を伸ばしているところであります。こうした取組を通じ、子供や若者が孤立することなく早期に支援につながる環境づくりを強化してまいります。

以上でございます。

〔県民文化部こども若者局長酒井和幸君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（酒井和幸君） 私には2点御質問をいただきました。

まず、困難を抱える子供・若者の総合的な相談体制の充実や、全県の支援関係者による連携の強化についてでございます。

ひきこもり、ニート、発達特性、依存症や希死念慮など様々な困難を抱える子供・若者が増加し、その要因、背景の複雑化や支援ニーズの多様化、長期化が進む中、福祉、医療、教育、労働分野等の関係者連携による支援の重要性は高まっているものと認識しております。

これまで、県では、県内4圏域に子供・若者サポートネットを設置し、困難を抱える子供・若者への相談や居場所支援を行ってまいりましたが、本年度からは、これを拡充する形で、支援件数が多い中信・北信地域に子ども・若者総合相談センターを設置しました。具体的には、専門相談員の増員、相談受付時間の延長、メタバースを含むオンライン相談の実施、居場所機能の充実等により支援体制の強化を図りました。

また、本年度新たに全県の支援関係者で事例共有や情報交換を行う長野県子ども・若者サポートネット連携会議を開催し、パネルディスカッションやグループワーク等を行い、日頃各地域で支援の中核を担っている参加者のネットワーク強化に取り組んだところでございます。今後は、子ども・若者総合相談センターの認知度向上や設置圏域拡大の検討を行うとともに、全県連携会議の充実、さらには各圏域の支援体制の見える化、全県支援者が連携するメリットの共通理解等も行いながら全県支援ネットワークを強化して、様々な困難を抱える子供・若者の支援の充実に取り組んでまいります。

続きまして、SNSの青少年に与える影響についての問題意識と今後の取組の方向性についてです。

青少年のインターネット利用につきましては、昨年度の国の調査によると、満10歳から17歳までの利用率が約98%、また、1日の平均利用時間は約5時間と長時間化しております。SNS

Sは、親子や友人とのコミュニケーション、情報収集、ゲーム、動画視聴、生成AIなどで活用されており、日常に深く根づいたものとなっております。

一方で、SNSの匿名性や即時性に起因する誹謗中傷やいじめ、性被害や詐欺などの犯罪リスク、また、長時間利用による生活習慣の乱れやゲーム依存等は、青少年にとって深刻な問題であると認識しております。

県では、平成27年度に官民協働による長野県青少年インターネット適正利用推進協議会を設置して、学校、市町村、PTA、携帯電話事業者、医療・子育て支援関係者等と連携し、保護者アンケートによる実態の把握、情報モラル研修会の開催支援、ネットトラブル相談窓口の設置及び啓発活動など幅広い取組を進めてまいりました。

しかしながら、若者のSNS利用の拡大等で課題はより顕在化し、海外では未成年者の利用規制、国内一部自治体ではスマートフォンの利用規制も見られる状況下におきまして取組を一層強化していく必要があると考えております。

今後は、本協議会で関係者の御意見も伺い、家庭、学校、地域、事業者が連携した県民全体での取組を検討し、青少年が安心してSNSを利用できる社会の構築に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 私には2点質問をいただきました。

まず、県教育委員会における自殺対策についてでございます。

子供の自殺は、社会全体で取り組むべき極めて深刻な問題であると認識しており、県教育委員会では、これまで、相談体制の強化と予防教育の充実に努めてまいりました。相談体制につきましては、学校における定期的な個人面談や1人1台端末を活用したオンライン相談の実施、24時間対応の学校生活相談センターやLINE相談窓口を設置し、心理士や専門の相談員による支援など、子供が安心して悩みを打ち明けられる環境を整えてきているところでございます。また、予防教育については、全ての中学校、高等学校で自殺予防に関する研修を実施し、教員が子供の出すサインを見逃さないための理解を深めているところでございます。

しかし、私の教員としての経験から、学校生活の中でその子のSOSのサインを確実に捉えることの難しさを感じてきたところでございます。そのため、家庭を含め、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、外部機関との連携が肝要であると認識しております。今後は、これまでの取組に加え、外部機関を含めた組織的な連携体制を強化し、自殺対策に取り組んでまいりたいと思っています。

続きまして、SNSの青少年に与える影響についての問題意識と今後の取組についてでございます。

令和6年度、県と民間団体で実施したSNSに関するアンケート調査によりますと、県内高校生のスマートフォン所持率は98%を超えており、その約9割がSNSを利用しております。また、高校生の約半数は1日の使用時間が3時間を超えている状況でございます。

こうした中、友人間のトラブルや面識がない人物との安易な接触などによる犯罪リスク、さらには情報の偏りによる考え方の固定化などが懸念されるところでございます。これらの課題を踏まえ、情報の真偽を見極める力と、人を傷つけないという人権感覚が重要であると認識しております。こうした力は、人と人が直接関わる体験が重要であることから、学校では子供たちのリアルな交流を重視し、豊かな体験を通じて取り組んできているところでございます。

引き続き、SNSの利用に潜む危険性について児童生徒が正しく理解できるよう、継続的に指導するとともに、SNSの適正利用につきましては、保護者や事業者など子供に関わる様々な関係者と課題意識を共有し、意見交換をしながら取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔環境部長小林真人君登壇〕

○環境部長（小林真人君） 私には下水汚泥の肥料化について御質問を頂戴しました。

まず、肥料化に関する検討方針についてでございますが、犀川安曇野流域下水道では、下水汚泥の肥料化の検討に当たりまして、これまでに、令和5年度から南安曇農業高校と協働しまして、処理場から発生する消化・脱水汚泥を肥料とした稲の生育試験や汚泥の成分分析、土壤への重金属成分等の蓄積状況の確認など、効果検証試験を継続的に実施してきたところでございます。

現在、汚泥肥料の実用化に向けた検討に当たりましては、南安曇農業高校と共に、地元の農業関係者にも参画いただき、土壤改良材としての堆肥を求める意見を踏まえつつ、臭気対策も考慮しまして、乾燥や炭化、堆肥化などの肥料化の方法について地元の合意形成を図りながら検討を進めているところでございます。

今後、地元農家や南安曇農業高校と協働しまして試験施肥を行い、有効性、安全性を確認していくとともに、JAなどにアドバイスをいただきながら、コスト面や販売先を含め、実用化に向けた検討を加速してまいり所存でございます。

次に、南安曇農業高校の取組の成果と今後もその成果を生かしていくことについての県の見解についてでございます。

議員から既にお話がございましたが、犀川安曇野流域下水道の下水汚泥は、さきに申し上げた南安曇農業高校との協働により効果検証試験を行ってきた結果、肥料としての有効性や安全性が確認され、肥料名「アクアピア1号」として農水省の肥料登録が行われたところであり、肥料化に向けた取組が着実に進んだと考えております。

また、高校生との協働という点で全国的に珍しい取組であることや、高校生の皆さんのが積極的な情報発信によりまして、地元の方々をはじめ広く下水道汚泥肥料に対するイメージアップにつながっていることから、この取組が高く評価されまして、先般、令和7年度国土交通大臣賞「循環のみち下水道賞」のイノベーション部門を受賞したところでございます。今後、堆肥化などの肥料化方法の検討を進めていくに当たりましても、これまでの取組成果を生かしまして、高校生の柔軟な発想や行動力を取り入れるなど、引き続き南安曇農業高校との連携によりまして課題解決やPRを進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔建設部長栗林一彦君登壇〕

○建設部長（栗林一彦君） 私にはサンプロアルWINの安全対策について3点御質問をいただきました。

まず、サンプロアルWINの部材落下の原因究明と復旧の見通しについてのお尋ねです。

部材落下の原因は、これまでに実施した破断面の調査や部材の素材試験の結果を踏まえ、12月下旬に予定している有識者等で構成された検討会にて意見をいただき、特定する予定です。

復旧工事の見通しは、検討会の議論を踏まえて検討した結果、来年1月までかかる見込みであり、芝生の養生期間を考慮すると、使用の再開は例年どおり来年3月となる予定です。使用再開後は、これまで同様安全にアルWINを使用いただけるよう、復旧工事等に万全を期してまいります。

次に、アルWINの施設改修についてのお尋ねです。

現在、部材落下の原因究明と併せて、部材の補強や点検方法など、アルWINを安全に使っていくための対策について検討しているところです。今後、検討会の意見を参考にして、より安全となるよう対策を講じてまいります。

また、公園施設長寿命化計画に基づき計画的に施設の更新等を進めており、昨年度から快適にプレーを観戦できるよう、座席の幅を広げるなど観客席の改修を実施しているところあります。引き続き利用者の意見等をお聞きしながら、アルWINがより安全で快適に利用いただけるよう、施設改修に取り組んでまいります。

最後に、松本山雅FCへの補償に関する御質問でございます。

松本山雅FCとは、既に使用停止に係る損害について具体的な話合いを始めており、先方からは、アルWINの使用停止による入場料収入の減少や他会場での開催に伴う追加費用の発生などのお話を伺っております。現在、先方から伺った事実関係を基に、施設管理者としての補償の範囲などについて検討をしているところです。引き続き松本山雅FCのお話を丁寧に伺いながら協議を進めてまいります。

以上です。

[7番青木崇君登壇]

○7番（青木崇君）それぞれ御答弁をいただいたところであります。

データセンターも分散型ということで、脱炭素電力を活用したことでお話もありましたし、地方の声をしっかり取り入れた地域未来戦略をということで見解もいただきました。今回の国の方針にしっかりと私たち地方の声が届くような取組をぜひお願いしたいと思うところであります。

また、SNS利用についてのお話もありましたが、このSNS時代の青少年の利用の在り方というものについて、これは長野県から先駆けて全国に示していくような、そういう取組ができるのかということをぜひ御検討いただければと思います。

循環型社会の加速化、またアルワインの安全性や山雅との協議についてもそれでお話をいただきました。それぞれ誠実に前向きに取り組んでいただいていることに感謝を申し上げます。

今回取り上げた4点については、県としての未来への投資であります。次の世代にも希望を与えるような、そんな長野県の実現を目指して、私から的一切の質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時37分休憩

午後1時開議

○副議長（中川博司君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

寺沢功希議員。

[31番寺沢功希君登壇]

○31番（寺沢功希君）先月28日、太田寛安曇野市長がお亡くなりになられました。あまりにも突然で、あまりにもあっけなく、今でも信じられず、ただただ残念でなりません。副知事時代は、高校の後輩、同じ安曇野ということもあり、初当選当初から本当にかわいがっていただきました。議場で目の前にいらっしゃることが本当に心強かったものです。私は、太田さんの専属運転手と自己紹介するくらい、長野で一緒に会合に出席するたび、私の車と一緒に帰り、いろいろなことを話し、様々なことを教えていただきました。

市長2期目が始まったばかりで、本当に無念だったと思います。働き過ぎでした。頑張り過ぎでした。どうかゆっくりお休みください。御冥福をお祈りし、本日も地域の声を基に質問をさせていただきます。

国では、本年度、高等学校授業料無償化制度の拡充に伴い、臨時的な措置として高校生等臨時支援金により所得制限の一部を事実上撤廃し、世帯年収にかかわらず、授業料相当額を給付しております。

しかしながら、この支援金は、単位制を採用している定時制・通信制課程において年間18単位までの給付が上限となっており、標準年限で卒業するための必要履修単位が上限を超えるため、274人の生徒が授業料の納付が必要となっていました。

この制度の穴については、前回9月定例議会一般質問において竹村直子議員により取り上げられ、議会としても高等学校授業料無償化制度の拡充を求める意見書を全会一致で可決し、国に対して、単位上限の撤廃等、教育の機会均等及び学習権を保障することを強く要請したところあります。

その後の文教委員会において、以前保育の無償化の際に対象外になったお子さんや待遇改善の対象外になった保育士等に対し県単で対応いただいた例を示しながら、今回の影響を受けた274人分、計151万5,000円に対して同様に県単での対応をお願いしたところ、先月18日、県教委の既決予算での独自支援を行うことが発表されました。迅速に御対応いただきましたこと、感謝申し上げます。

しかしながら、本来は国の責任において、また財源において行うべきものであり、先月自民党県議団として党本部に提出した令和8年度国の施策並びに予算に対する要望書の中でも高校無償化の確実な実施を求めたところです。

県教委は、県による支援は本年度限りの措置であると明言されています。これは、国による制度改革が行われるという判断からなのでしょうか。来年度再び一部の生徒に負担が生じた場合において支援をする考えはあるのでしょうか。教育長にお聞きします。

今年度、平成29年以来8年ぶりに決算特別委員として調査を行ってきました。決算調書において、我々委員はどこを見ればよいのか。決算数字であれば、我々は専門家ではないし、会計局で審査済みであり、ましてや手計算ではないので、間違いは考えにくい。事業内容については、我々が審議した上、賛成したものであるため、異議を唱えれば矛盾が生じる。継続事業であれば、調査時点で指摘しても、既に今年度は半年以上が経っている。そもそも調査時点で監査委員から知事に対して監査結果が付されているタイミングでどんな指摘ができるのかと悩ましいところがありました。

一方で、昨日花岡議員からの質問にもありました、現地調査、本庁調査を行う中で、説明や答弁に違和感があり、総括質疑において、過度な負担とならない前提で、決算特別委員会に対する意識改善、しっかりとした対応を求めました。この総括質疑をもって審査は終局となりましたが、その後、11月26日に、昨年度、申請書類の未提出により国庫補助金623万2,000円が

交付されず、県費で支出したことが報道されました。残念ながら、決算特別委員会の調査時においてこの件についての説明や資料提供は一切ありませんでした。報道後も説明はなく、こちらから問い合わせ後、正副委員長をはじめ各委員へ説明に回ったという状況でした。県として決算の意義、意味をどう捉えているのでしょうか。また、それを職員の皆さんのがしっかり意識していると感じておられますでしょうか。

地方自治法の逐条解説では、決算は議会の認定を経て初めて確定するものとされているが、議会が認定しない場合においては、収支について確認がなかったということにはなるものの、収支の事実についての効力には影響がないという解釈が示されているとのことです。まさに不認定になっても大丈夫。何ら問題ない。調査のときだけ乗り切ればいいだろうというような雰囲気を感じます。県として、議会において決算不認定となることをどう捉えているのか。職員の皆さんのがもしこうした感覚を持っているならば、監査委員の言うところの指摘事項や、指導事項が発生する要因の一つと言えるのではないかと考えますが、所見はいかがでしょうか。以上、知事にお聞きします。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 高校授業料無償化に伴う県独自の支援についてのお尋ねでございます。

これまで授業料の自己負担が生じていた世帯年収約910万円以上の生徒について、今年度限りの措置である国の高校生等臨時支援金により授業料が無償化されたところでございます。

しかしながら、単位制を採用している定時制・通信制課程の生徒のうち、国の高校生等臨時支援金の対象となる生徒が18単位を超えて履修登録を行った場合、1単位当たり定時制課程で1,620円、通信制課程で220円の自己負担が生じております。

このように、家庭の経済状況や生徒の所属する課程の違いによって支援内容に差が生じることは公平性の観点から好ましくなく、また、高校生等臨時支援金が今年度限りの措置であることから、本県においても、今年度に限り、対象となる274人に独自支援を行うこととしたものでございます。来年度以降の支援につきましては、このような制度間での不公平が生じることがないよう国に要望してきたところであり、今後の国の動向を注視してまいります。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には決算特別委員会における対応について何点か御指摘、御質問を頂戴いたしました。

まず、花岡委員長をはじめ決算特別委員会の委員の皆様方には、精力的に御審議をいただいてきておりますことに、深く敬意と感謝を表したいというふうに思います。

まず、決算の意義という御質問でございます。

地方公共団体の決算の意義、これは、改めて申し上げるまでもなく、単なる収入支出の精査

にとどまるものではないというふうに思っております。自治体運営の透明性や説明責任、さらには次年度以降の政策改善に直結する極めて重要なプロセスだというふうに考えております。

また、県議会の皆様方の決算審査は、住民の代表である県議会の皆様方によるチェックでありますので、まさに住民自治の根幹を支えるものというふうに受け止めているところでございます。

また、こうしたことは、行政運営の基本だというふうに私は考えております。職員の意識について言及いただいたわけですが、こうした点については職員も意識をしていると考えてはおりますが、改めて今申し上げたような意義、役割、重要性について徹底してまいりたいと考えております。

また、決算特別委員会における今般の職員の様々な対応において、不十分な答弁や答弁誤り、さらには調書の差し替え等があったという報告を受けているところでございます。加えて、監査の指摘事項となった財務上の不適切事案について説明を申し上げなかつたということに対して、大変申し訳なく思っております。組織の長として改めておわびを申し上げます。

また、決算の不認定をどう捉えるかという御質問でございます。決算が不認定になるということは、決算認定は私が地方公共団体の長として、知事としてお願いをしている案件でございますので、私に対するある意味強い警告、言わば不信任にも近い議会としての意思表示になり得るものというふうに認識しているところでございます。それだけ重いものだというふうに受け止めているところでございます。

監査の指摘事項や指導事項との関連についてでございますが、監査の指摘事項、指導事項は、毎年のように同じような御指摘をいただいているということで、私も大変残念でありますし、責任を感じているところでございます。組織としてもしっかりと受け止めなければいけないというふうに思っております。

こうしたことの背景には、基本的なスキルが必ずしも十分ではないのではないか、また、組織的に協力しながら仕事ができる体制になり切れていないんじゃないか、様々な背景があるのではないかというふうに受け止めております。そういう意味では、必ずしも職員が決算や監査を軽視しているものではないというふうに考えております。

しかしながら、様々御指摘をいただいたわけでありますので、今後は政策会議等で決算委員会における課題等をまず全ての部局長としっかりと共有していきたいというふうに思っております。その上で、必要な職員の意識改革であったり、あるいは調書の作成プロセス等の見直しであったり、こうしたものも検討していかなければいけないというふうに思っております。今回の一連の事態を私としてもしっかりと受け止めて、今後の改善につなげてまいりたいと思っております。

以上でございます。

[31番寺沢功希君登壇]

○31番（寺沢功希君）県教委におかれましては、今後も生徒に不公平が出ないよう対応をお願いします。

また、決算特別委員会では、全ての事業について資料提供、説明があるわけではありません。ほかにもこうしたことがあるのではと考えるようになっては、執行部と議会の信頼関係が壊れてしまいます。一方で、議会側も、決算特別委員会の在り方を考えなければいけないかもしれません。いずれにしても、決して職員の負担にならないよう、次期の予算につながる決算審査を行えるよう、両者でしっかりと取り組むことを確認して、次の質問に移ります。

2050年、人口7がけ社会がやってくる。県は、信州未来共創戦略においてこう訴え、価値観を転換し、外国人を含む全ての県民が地域社会の一員として等しく活躍できる社会を目指すとされています。

県内の在留外国人数は、昨年末時点で4万6,850人、前年比8.4%増。外国人労働者数は、昨年10月時点で2万7,834人、前年比11.8%増という状況であります。

今年8月の民間信用調査会社による県内企業577社を対象としたアンケート結果によりますと、46%に当たる266社から回答があり、27.4%の企業が外国人を雇用しており、昨年調査より3.7%上昇しているとのことです。業種別で見ますと、製造業が37.7%と最も高く、次いでサービス業が36.1%、農林水産業が28.6%となっております。今後、我が国は急速な人口減少の進展により、2040年には1,100万人余りの労働力が不足し、長野県は労働力不足率が全国で3番目に高い状況になるとの研究報告がされています。

こうした背景を受け、外国人材から選ばれる地域づくり、外国人と日本人がよき隣人として共に暮らしやすい地域社会の実現に取り組む長野グローバル共生社会づくり研究会は、先月、外国人労働者の増加が見込まれる県内でも共生について考えようとシンポジウムを開催しました。多くの企業、行政関係者が参加され、特に、今回初めて、経営者協会、中小企業団体中央会、商工会議所連合会、商工会連合会の経済4団体から後援を受け、それぞれの団体からの参加もあり、注目の高さを実感したところであります。

労働力確保の点において、外国人材の受入れは必須であります。一方で、企業は何をしてよいのか分からぬといった現状もあります。県として、企業への支援はもちろん、経済団体との連携も重要ですが、どのように取り組んでいかれますでしょうか。

昨年5月、知事の親書を持ってベトナムのハノイ市を訪問しました。ベトナム労働副大臣にお会いした際、現在7,000人の労働者が1万人になったら長野県を訪県するとの発言がありました。長野県に対しての期待を実感いたしました。

県は、信州未来共創戦略の中で、「2030年に目指す旗」として、2023年に5,786人であった専門的・技術的分野の高度外国人材を1万人以上とするとされています。一方で、現制度の技能実習生、新制度の育成労働者の目標値については触れられておりません。今後は即戦力の受入れへの転換とも受け取られかねませんが、将来に向けた実習生や育成労働者が増加することへの考え方と取組についてお聞きします。

これまで、多くの企業は、3年間の技能実習後、外国人材が都市部へと出て行ってしまうという課題に悩まされてきました。こうした実情を踏まえ、新制度では、大都市圏に外国人材が集中してしまうという問題に対して制度的にも対応されております。

しかしながら、制度だけではとどめることは難しく、企業の取組も重要と考えますが、どのような取組が有効とお考えか。また、県としてこうした企業に対してどのような支援が有効と考え、サポートをしていくのか。具体的な取組内容をお聞きします。以上、産業労働部長にお聞きします。

前出の研究会は、外国人労働者を、安価な労働力ではなく、よき隣人として迎え、共に暮らし、働き、交流し、楽しむことができる、外国人材から選ばれるグローバル共生社会づくりに取り組まれております。入国後の技能実習生に対し、民生児童委員による講習や、着物を着てお花見をしたりお祭りに参加したりと、地域の文化や歴史、食文化の体験や講習を実施されています。元気づくり支援金も活用されており、地域を挙げての外国人材受入れの体制構築が進み、外国人材の企業への定着状況は大きく改善したと、県の支援、協力に対し非常に感謝しておられました。

外国人材から働きたい、暮らしたいと選ばれるためには、外国人が地域コミュニティーにいかに溶け込めるかが課題であります。先ほどの研究会のように民間団体に活動していただいているものの、やはり限界があります。また、市町村の協力が不可欠ですが、現実にはその考え方には温度差があるのが実情です。県として積極的に関わっていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

企業で働くためには、ある程度の日本語力は必要不可欠であります。技能実習生や育成労働制度、特定技能制度では日本語能力試験によるレベル取得が求められておりますが、当然にそれだけでは足らず、さらに日本語を学ぶことが必要であります。

長野県の日本語教育の環境を見ると、日本語教師は、外国人住民との比率で見ると下から1桁台の順位と非常に低い状況です。また、日本語教師は時給も低く、7割近くはボランティアとのことです。県内の46%の市町村は地域日本語教室がない空白地域となっており、この空白地域に住む外国人は5,838人とのことです。外国住民の日本語能力の習得を促進させる上でも、国家資格である登録日本語教員を増やす必要があります。こうした日本語教員の育成につ

いては県が取り組む必要があると考えますが、いかがでしょうか。

言葉の壁をなくし、コミュニケーションを円滑にするには、企業や行政、地域といった我々日本人側としても伝える努力が必要あります。阪神・淡路大震災での日本語が話せない外国人の被災を契機に、やさしい日本語への取組が始まりました。やさしい日本語の基本は、はっきり言う、最後まで言う、短く言うの「ハサミの法則」です。外国人に大切なことを伝える場合、質問を受けた場合などは、このやさしい日本語を使う必要があります。トラブルはコミュニケーション不足からということもあります、真意が伝わらないという不安やストレスが解消されることが労災や犯罪の減少にもつながるものと考えますが、やさしい日本語の推進に対しての考え方をお聞きします。以上、県民文化部長にお聞きします。

県内の在留外国人のうち、在留資格別で見ますと、永住者が30%、定住者が8%、日本人の配偶者等が7%、合計45%となっており、今後は人数、割合ともに増加していくものと考えられます。

これまで、外国人労働者はいずれは母国へ帰るものという前提で様々な制度設計がされており、基本的に当面の支援という考え方がありました。人口7掛け社会を迎えるに当たり、今後は定着という考えに切り替えていかなければならないと考えます。既に企業もこうした考えを持っており、先進企業は、外国人労働者を、単なるワーカーではなく人材であると捉え、キャリアパスの明確な設計を行っております。

一方で、地域や自治体は、その方向性をよしとしないところもあります。世論の影響からか、県としての姿勢が、こうした地域や自治体に対して、積極的な「定着」への発信から腰が引けている印象があります。まさにこうした部分の調整は県が担うべきと考えますが、取組状況と今後の方向性について知事にお聞きします。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君） 私には外国人材に関して2問質問をいただきました。順次お答えさせていただきます。

まず、外国人材の受入れについて、経済団体との連携についてのお尋ねです。

経済団体との連携は、現場実態に即した県の施策構築に欠かせないものと認識しています。これまで、事業者等の現場実態を把握するため、商工会議所連合会及び商工会連合会の協力による外国人材受入れに関する事業所アンケート、中小企業団体中央会の協力による技能実習制度及び育成就労制度に関する監理団体アンケートや監理団体との意見交換などを実施してまいりました。

これらの結果などから、議員御指摘の、外国人材を採用したいが何から始めていいか分からぬといった現場の声を把握し、行政書士が専門的知見の下に在留資格等に関する相談に対応

する外国人材受入企業サポートセンターや、初めての外国人材採用を支援する外国人材受入企業マッチング支援デスクの開設に結びつけてまいりました。

さらに、企業向けの施策を紹介し、活用いただけます。事業の開始や県が主催するセミナーの開催に当たっては、経済団体を通じて会員企業へ周知いただくとともに、商工会議所連合会が主催する中小企業相談所長会議などで県施策の説明を行ってきております。

引き続き経済団体との連携をしっかりと行うことによって事業者の実態に即した施策を構築するとともに、必要とする事業者に県事業の情報が確実に届き、活用されるように取り組んでまいります。

次に、技能実習等の外国人が増加することへの考え方と取組、県の支援について御質問をいただきました。

新たに創設される育成就労制度は、特定技能制度との連続性を持たせ、長期的に産業を支える人材の確保を目指す制度であり、技能実習と同様に県内産業の基盤を支える存在となることが期待されます。

議員御指摘の共創戦略で掲げた高度外国人材を1万人以上とする目標、旗については、技術・人文知識・国際業務の在留資格を持つ外国人材に加え、技能実習や育成就労などから特定技能へ移行する人材も増加に加えて見据えたものです。

今後も、事業者の意向に沿って県内産業の基盤を支える外国人材の受け入れを支援するとともに、その上で、受け入れた外国人材が本県に定着し、育成過程を経て活躍できる環境づくりを企業と共に取り組むことも重要であると考えております。そのためには、企業における適正な労働条件の確保をはじめ、日本語や技能の教育、人事評価やキャリアプランの作成などやりがいを持って働く体制の構築に加え、外国人材と共に働く仲間として受け入れる企業や従業員の意識醸成も必要であると考えております。

県では、外国人材受入企業サポートセンターや外国人材受入企業マッチング支援デスクにおいて、在留資格制度の理解促進、キャリアプラン作成の必要性、文化習慣の違いや、やさしい日本語を学ぶセミナーの開催など、企業の意識醸成及び環境整備の促進に取り組んでまいります。今後もこうした取組を継続し、外国人材が活躍できる企業環境の整備を支援してまいります。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君） 私にはグローバル共生社会について3点お尋ねを頂戴いたしました。

まず、外国人県民が地域に溶け込むための県の関わりについてお答え申し上げます。

県内に暮らす外国人が増加する中、外国人を含む全ての県民が安心して暮らし、働く環境

をつくるためには、外国人県民が地域に溶け込んでいただくための取組の推進が重要であると考えております。

このため、県では、外国人県民を対象として、生活に必要な日本語、文化、生活習慣等を地域住民との交流を通じて学ぶことができる人材連携型教室の推進や、身近に日本語教室がなくても参加できるオンライン日本語教室の開催、生活相談に多言語で一元的に対応する長野県多文化共生相談センターの設置等に取り組んでおります。加えて、外国人県民を受け入れる日本人の側の共生意識の醸成も重要でありますことから、地域住民を対象として多文化共生MIRAI会議in信州を今年度2回開催し、2050年の地域の未来像について日本人と外国人と一緒に話し合う取組などを行っているところでございます。

今後、県としては、市町村の取組状況や課題を把握するとともに、多文化共生MIRAI会議in信州で出された意見、そして、今年度実施いたします外国人を含む県民アンケートの結果等を市町村と共有し、必要な施策を市町村と共に推進してまいります。

続きまして、登録日本語教員の育成に向けた県の取組についてでございます。

国は、日本語教師の質の向上等を図るため、日本語教師を国家資格とする登録日本語教員の制度を昨年度から開始いたしました。都道府県別での内訳は示されておりませんが、本年10月現在で全国の登録者数は約1万人というふうに承知しております。

県内の地域日本語教室や企業等において学習者のニーズに合った質の高い日本語教育が提供されますためには、登録日本語教員の方に活躍いただく必要があることから、その育成が重要であると考えております。このため、県では、登録日本語教員を目指す方の裾野の拡大を図るため、令和5年度から一般県民の皆様を対象とした日本語の学習支援などについての研修を開催して日本語指導の魅力のPRに努めています。

さらに、登録日本語教員などの日本語教育に携わる方々が県内で活躍する機会を増やすため、令和2年度から日本語人材登録バンクを設けて企業等へ人材を紹介する支援を行っておりますほか、令和6年度から県内の地域日本語教室で指導いただく方の養成研修を開催しております。

また、登録日本語教師の育成に当たっては、地域日本語教室などで安定した待遇で働くことができる環境づくりが重要となりますことから、そのための制度の整備や財源の確保について全国知事会等を通じて引き続き国に要望してまいります。

最後に、やさしい日本語の推進についてのお尋ねでございます。

やさしい日本語は、分かりやすい語彙と単純な構造からつくられた日本語であり、外国人にも理解しやすく、日常生活のみならず、企業内でのコミュニケーションや災害の情報伝達など幅広い場面において有効な手段であると認識しております。また、近年、県内に暮らす外国人の国籍が多様化しております、全ての言語に対応することは限界がありますことから、やさ

しい日本語を推進する必要があると考えております。

これまでの県の取組といたしましては、県総合防災訓練におけるやさしい日本語を使った防災講座の実践、県民や自治体の職員等を対象とした講座の開催、県ホームページにおける啓発などを行っておりまます。加えて、今年度は、職場におけるやさしい日本語講座の開催など企業が実施いたします多文化共生の取組に対して試行的に補助金を交付しております。

今後は、企業での取組の効果を長野県外国人政策検討懇談会において検証・研究するとともに、市町村の多文化共生担当課会議などの啓発を行うことによりまして、やさしい日本語の一層の普及に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

[知事阿部守一君登壇]

○知事（阿部守一君） 私には、グローバル共生社会に関連して、今後定着という考えに切り替えていかなければいけない中で、外国人材の受け入れ、定着に否定的な考え方を持つ方たちもいらっしゃると、そうした部分の調整を県が担うべきではないかという御質問でございます。

この問題については、私としては、やはり外国人問題で地域、社会に分断が起きるということがないようにしなければいけないというふうに強く思っております。外国人の方が増えることによって様々な不安や懸念をお持ちの方もいらっしゃるというふうに思いますが、そうした皆さんにもしっかりと情報提供をして、正確な情報の中で外国人との共生社会を目指すようお願いしていかなければいけないというふうに思っております。

ただ、この問題は地方だけではできない課題だというふうに思っております。全国知事会議でも外国人問題は様々な角度から議論してきているわけでありますけれども、国境政策、どういう外国人材を受け入れるのか、どういう在留資格を付与するのかということについては国の責任と権限で行われているわけであります。私どもは、地域の住民に対して、やはりしっかりと安心・安全なサービスの提供、希望が持てる社会づくりをしなければいけないと思います。そういう観点で、各都道府県、市町村は、これまでも共生社会づくりにしっかりと取り組んできているわけであります。

しかしながら、基本の考え方、方向性が必ずしも明確になっていないところに大きな課題があるのではないかというふうに思っております。

11月26日に開催した全国知事会議におきましては、多文化共生社会の実現を目指す全国知事の共同宣言ということで、国民に対するメッセージを取りまとめさせていただいております。基本的には新たな外国人の受け入れに関する基本戦略の取りまとめについては国にしっかりと責任を持ってやってもらいたいという前提の中で、我々地方公共団体としては、多文化共生社会をつくるためにしっかりと取り組んでいくというふうに宣言しているわけでありますが、多文化共

生というワードは、どうしても外国人を何でも受け入れればいいという概念というふうに理解されてしまっているところもあるので、あえて、「「多文化共生」は、無秩序な外国人の受入れや外国人の優遇を意味するものではありません」と。これは、当たり前の概念がありますが、当たり前の概念を言わなければいけないような状況だということは大変残念だというふうに思っております。

また、国に対しては、今申し上げたような方針、戦略をしっかりとつくってもらいたいということを要請する一方で、外国人が増加するに当たって、やはり国民の皆様方の不安を払拭し、そして、正確な情報に基づく冷静な議論を行うということが何よりも重要だというふうに思っておりますので、国には正確なデータに基づく積極的な情報発信を行うように働きかけていきたいというふうに宣言しているところでございます。こうした考え方は47知事で共有しているところでありますので、今後とも国に対する働きかけを行っていきたいというふうに思っています。

政府においても、外国人との秩序ある共生社会推進担当ということで小野田紀美担当大臣がいらっしゃるわけでありますので、国と地方の協議の場等で地方の考え方をしっかりと伝えて、国全体として調和の取れた外国人政策が形成されるように取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

[31番寺沢功希君登壇]

○31番（寺沢功希君） それぞれ御答弁をいただきました。

大前提として、納税をしていただく、そして法律を守っていただく、ルールを守っていただくというものがあるわけでございます。

ベトナムの送り出し機関で学ぶ若者たちを見てきました。目が輝いて、日本語、日本の歴史、そして文化を学んでおりました。そうした若者たちが日本に来てその目が濁らないように、どうか引き継ぎの御支援をいただきたいというふうに思いますし、もう既に、日本の建設業や介護施設には送り出しきはできないというふうに言われて、まさに選ばれないという部分も出てきているわけでですので、どうか引き継ぎの取組をお願いいたします。

次に、食肉処理施設についてお聞きします。

これまで松本の施設閉鎖、移転新築断念について、地元の青木県議をはじめ多くの議員が取り上げておられます。一昨日も早川議員が質問したところであります。私は早川議員のように心が強くありませんので、答弁によってはこの場で泣いてしまうかもしれません。どうか温かい希望の持てる答弁をお願いいたします。

知事は、会見で、県による食肉処理施設の設置を明確に否定されました。県としては、公設

も含め、あらゆる可能性を排除せずという考えであったと思います。生産者も、あるイベントで知事に会った際、こうした県の考え方を聞き、最後のとりでだと期待していたとのことで、生産者の前ではなく記者会見の場で明言されたことを非常に残念に思われていました。松本の施設が移転新築断念をしてから半年も経たないタイミングでの明言に、あまりに早い判断である印象を受けましたが、所感を知事にお聞きします。

また、会見の際、その理由について、持続可能性がないとの発言がありました。生産者からは、「ということは、畜産にも持続可能性がないということか」という声をいただいています。誤解を招きかねない発言であります、改めて知事に真意をお聞きします。

生産者からは、今回の松本食肉施設の検討の基となったとされるアンケート結果やシミュレーションには疑問があるとの声も聞こえます。整備できない裏づけであって、整備に向けた努力が感じられなかったとのことです。例えば、採算が取れるためには処理頭数を現在より何頭まで増やさなくてはいけない、だから生産頭数をこれぐらい増やすことは可能か等、具体的な数字の提示や相談などはなかったとのことですが、生産者に対して生産増の可能性、飼育頭数増における可能性についての相談がなかったのはなぜなのでしょうか。

移転新築断念決定以降、9月初めの説明会が最後で、生産者に対してその後全く説明がなく、情報は報道で知るのみだとのことです。もちろん、今回の施設閉鎖、移転新築断念は、公共性が高い施設ではあるものの、事業主体が民間であるため、例えば説明会の開催は県が担うものではありませんし、説明義務は県にはありません。しかしながら、これまでの一連の流れの中で、まさに畜産農家は当事者であるにもかかわらず、JA全農のみが当事者であるような印象があります。

畜産農家への対応状況についてお聞きします。県が農家に対し屠畜場が遠くなることによる輸送費の增加分を補助するとの報道がありました。結果、決定には至っておりませんが、生産者からは、農家に補助と言うが、なぜ輸送費の増加分を農家が負担すると決まったことになっているのかと疑問の声も聞こえます。

また、先ほども言いましたが、あくまでも民民の関係に対し県はどのような立場で支援するのかという疑問もあります。そうした中、個々の農家に対して支援に対する要望事項の聞き取りもあったと聞いております。県としてはどのような支援を考えているのでしょうか。

県が公設で、あるいは新たに民間が施設を整備するというゴールが見えているのなら理解できますが、何も決まっていない中で補助や支援をしていくとなれば、終わりのないものとなってしまう可能性があります。結果として施設整備のほうが安上がりだったとなってしまえば本末転倒です。県としての補助や支援に対する考え方についてお聞きします。

北アルプスを望む標高800メートルの山中でたっぷりと日光を浴び、自然の風にさらされ、

適度な運動をしながら安曇野の自然に包まれて育った安曇野放牧豚。数多くのテレビ番組でも紹介され、県内はもちろん、東京をはじめ、全国各地の有名レストラン・料理店で提供されているブランド豚です。豚熱発生の際、放牧を続けられない危機に見舞われましたが、全国のファンの運動もあり、直接国に掛け合い、有事の際の豚の避難施設を設けることで継続することができました。

安曇野放牧豚を育てる藤原畜産は、自ら松本食肉施設に持ち込み、JAに出荷しますが、枝肉を自ら引き取りに行き、再び買い取り、直接取扱店に販売しています。こうしたことでブランド力を維持しています。今後は、ほかの豚と混載され、処理場に持ち込まれることが予想されます。また、例えば中野市の施設で屠畜され、枝肉となって佐久の施設に運ばれるとなり、幾つかの施設や輸送を経るとほかと混ざってしまう可能性が高まると、不安を持っていらっしゃいます。

長野県内では、各地で銘柄豚の生産に力を入れております。長野の施設のみならず、他県で屠畜されると、銘柄豚がほかの豚と混ざってしまう。あるいは、ほかの豚と一緒にされて国産豚として販売されてしまい、ブランド力を損なう可能性もあります。また、内臓についても県内に戻してほしいという意見もありますが、これらに対してどのような対策を考えておられるでしょうか。

ブランド肉の中には、三つ星レストランから肉が評価され、引き合いがあっても、処理施設の環境によって契約に至らないという現状があるそうです。ブランド力の発信や強化には極めてマイナスであり、施設設備や環境は非常に重要です。また、レストランや料理店から畜産農家に皮つき肉や内臓、豚の血といったものが欲しいという問合せもあり、副産物も経営にとっては重要であります。皮つき肉や豚の血を出荷できる処理場は全国でも限られており、付加価値の向上にもつながると考えられます。こうした特殊性を兼ね備えた施設であれば持続可能と考えられるのではないかでしょうか。

また、今後は、施設の老朽化等の課題により、他県でも施設の閉鎖といった問題も起きてくることが予想されます。例えば、長野県としては、山梨県と共同でという可能性も考えられます。県単独での施設整備が難しいとしても、広域的な連携として近隣県と共同で建設することも考えられますが、改めて県としての施設整備の可能性について。以上、農政部長にお聞きします。

[知事阿部守一君登壇]

○知事（阿部守一君）食肉処理施設に関連して、まず設置を早い段階で否定していることについての所感と、会見での発言について誤解を招きかねないのではないかという御質問でございます。

まず、畜産農家の皆さんをはじめ畜産関係の皆様方が、今回の松本の食肉処理施設の移転新設が断念されたことに関連して大変多くの不安や懸念をお持ちになられているということは、私もしっかりと受け止めなければいけないというふうに思っております。我々県としても、松本食肉施設の移転新設については、従来のように県は県ができる範囲で支援するということを踏み越えて、ほとんど公設に近いぐらい行政として資金的な支援をしてでもつくっていく方向で検討していただいたわけですが、それでもやはりなかなか事業が成り立たないということで、JAグループの皆さんが断念されたと。我々も、その検討の内容等を聞かせていただいて、その上で、これはやはりJAグループの皆様方の結論のとおりだなということで、新たに施設を設置していくことは難しい、困難だという判断をさせていただいているところでございます。

私としては、こうした状況の中でまずやらなければいけないことは、松本の食肉施設がなくなる時期が確実に来るわけでありますから、我々もそれに向けてしっかりと支援体制を構築して、畜産農家の皆さんをはじめ関係者の皆様方の思いを踏まえた上で、今後どうやって長野県の畜産振興をしていくのかということをしっかりと方向づけしていくということが極めて重要だというふうに考えております。

先ほどの持続可能性がないという発言は、会見を聞いていただいた方には全く誤解がない話だと思いますが、これまでJAグループの皆さんを中心になって検討されてきて、施設の在り方について、公設に近い形態で設置したとしても、なかなか経営が難しいという結論が出たわけですし、県もその方向性はそのとおりだと思っています。そういう意味で、今の段階で施設をつくることは採算が取れない、持続可能性がないと思っていますというふうに発言をさせていただいております。畜産業に持続可能性がないということではなく、施設を新たに現時点でつくるということについては持続可能性がないということで発言をさせていただいております。仮にそこに誤解があるとすれば、今はっきり申し上げておきたいというふうに思っております。

私としては、畜産農家の皆様方が将来にわたって希望を持って営農していただくことができるよう、これまでの支援策にとどまらず、もっと踏み込んだ支援策を講じなければいけないというふうに考えております。

私のところにも、農家の方から不安の声が聞こえてきております。私どもの考え方がなかなか伝わっていない点、そして、なかなか我々が農家の皆様方の不安に寄り添え切れていない点もあるのではないかというふうに思いますので、私も畜産農家の皆様方の不安や課題を直接お伺いする機会をつくっていきたいというふうに思っています。そうした中で、県としての考え方、方向性を丁寧にお伝えさせていただき、また、畜産農家の皆様方からの不安や懸念もしっかりとお伺いさせていただいた上で、県としてどういう対応ができるのか、より踏み込んだ支援として何をしなければいけないのか、こうしたことについてしっかりと考えてまいりたいと

思っております。

以上です。

〔農政部長村山一善君登壇〕

○農政部長（村山一善君） 私には食肉処理施設について6点御質問をいただきました。順次回答させていただきます。

初めに、飼養頭数増加の可能性に関する生産者への相談についてでございます。

松本食肉施設の検討に当たりましては、まずは将来的な生産の見通しを把握することが必要であることから、JAグループと県が連携して、令和6年度に養豚農家全戸を対象に生産見通し等に関するアンケート調査を行ってまいりましたところでございます。このアンケート結果における生産拡大や飼養頭数の増加を含めた将来的な出荷頭数の意向に基づき、最大限の処理頭数の増加を見込んで今回試算がなされたところでございます。

次に、畜産農家への対応状況についてでございます。

本年8月末から9月にかけてJAグループと県が合同で実施した生産者向けの説明会におきまして、JAグループから、松本食肉施設閉鎖後の新たな出荷先の具体案ができた段階で次回の説明会を開催する旨を御案内してきたところでございます。現在、JAグループにおいて県内外の食肉施設と屠畜の受入れ調整が進められておりまして、県も食肉処理施設の最大限の活用に向けて関係者と調整するなど、今月24日から順次開催を予定しております説明会に向けて準備を行っているところでございます。

また、前回の説明会では若手農家の発言機会が少なかったことから、県では、将来にわたり生産の大宗を担っていく若手の養豚農家を中心に個別に訪問させていただきまして、意見を伺っているところでございます。

今後の支援策の検討に当たりましては、これまでの説明会や個別訪問などでお聞きした御意見を踏まえるとともに、引き続き畜産農家の御意見を丁寧にお聞きしながら施策に反映してまいります。

次に、生産者支援の内容についてでございます。

県では、松本食肉施設の閉鎖により生産基盤が弱体化する事がないよう、畜産農家の皆様からの声も踏まえながら支援策を検討しているところでございます。具体的な支援の内容としては、例えば、出荷先の変更に伴う掛かり増し経費、先ほど議員からお話をあったところでございますけれども、その低減や、大型車両の導入による運搬の効率の向上など影響緩和への支援に加えまして、機械・施設の整備、スマート農業技術の導入といった持続的な生産強化やコスト低減等に資する生産者の新たなチャレンジへの支援など、この機会に畜産農家が前向きになって経営を継続できるよう、先ほど知事が述べましたとおり、これまでより踏み込んだ

畜産振興を、県、JAグループ、関係市町村が一体となり、実行できるものから順次講じていまいればというふうに考えております。

次に、支援に対する考え方でございます。

松本食肉施設の閉鎖によりまして畜産農家の経営が急激に悪化しないように、新たな環境に適応していくまでの当面の間は掛かり増し経費の低減は必要であるというふうに認識しているところでございます。

一方で、その間に規模拡大や生産性向上に資する生産基盤の強化に対する支援を重点的に行いまして、畜産農家の生産コスト削減や収益性向上を図ることが必要であるというふうに考えております。支援内容の具体化に当たりましては、引き続き畜産農家の御意見を丁寧にお聞きしながら検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、県産畜産物の流通体制の維持についてでございます。

新たな食肉流通体制の構築に当たりましては、お話がありました銘柄豚や内臓などの取扱いに影響が出ないよう屠畜先の選定を進めることが非常に重要であるというふうに考えております。

このため、この考えを基に、JAグループでは、新たな県産食肉流通体制の構築に向けて、県内外の食肉施設で屠畜された家畜の枝肉や内臓を佐久市など県内の施設へ搬入して加工できるよう屠畜先の調整を行っております。これによりまして、県内で生産された銘柄豚や内臓はこれまでどおり県内で安定的に流通されるものと捉えております。さらには、先ほど議員からもお話がありましたいろいろな不安な声に対して、説明会等で生産者に丁寧に伝えてまいれればというふうに考えております。

最後に、施設整備の可能性についてでございます。

松本食肉施設の検討の中で、現状見込める最大限の処理頭数の規模で新たな施設を整備したとしても、建設費の回収はもとより、赤字がかさみ、負債が固定化すると見込まれるため断念されたものでございまして、先ほど知事が述べたとおり、新たに施設整備をすることは難しい状況でございます。

一方で、全国的に、食肉施設の老朽化をはじめ、稼働率や収益性の低さなどが課題となる中で、近隣県においても施設の再編・整備に苦慮しているとお聞きしておりますので、引き続きその動向を注視し、情報の共有に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、具体的に、先日はさいたま市が設置している市場機能を有する屠畜場の移転新設が断念されるなど、多くの県において新たな施設の整備が進んでいない状況にございます。食肉施設の問題は、施設整備や運営面だけでなく、根本的には食肉流通構造を含め全国共通の課題と捉えておりますので、国においてもこれまでより踏み込んだ対応を進めるよう要請してまいり

たいというふうに考えております。

以上でございます。

[31番寺沢功希君登壇]

○31番（寺沢功希君）御答弁いただきました。

民間は赤字ならやれません。しかし、行政は同じ考え方ではない部分があると思います。民間が担えないからこそ行政が担わなければいけない。そういう部分もあると思いますので、あらゆる可能性を持って、そして、これから状況が変わるかもしれませんので、引き続きこの問題には取り組んでいっていただきたいというふうに思います。

安曇野放牧豚は、小布施町と連携して、加工の際に出たこれまで廃棄していた首の皮や身を引き取り、豚に食べさせ、その肉を町で提供する取組を始めるそうです。また、現在も野菜農家が伐採した竹をチップにして敷いて堆肥を返し、それで栽培された野菜を豚肉と一緒にレストランで提供して、調理の際に出た野菜の搾りかすやカット部分を豚に食べさせるといった取組を行っております。まさに循環が出来上がっており、畜産は可能性が大きいとおっしゃっておられました。

食肉施設がなくなることを機に畜産をやめるという農家さんも少なくありません。将来長野県内から食肉施設がなくなり、県内では他県の肉しか食べられないという最悪な事態とならないよう、県におかれましては、引き続き畜産農業の将来をお考えいただき、御支援いただきすることをお願いしまして、私からの一切の質問を終わります。

○副議長（中川博司君）次に、清水正康議員。

[16番清水正康君登壇]

○16番（清水正康君）それでは、質問をさせていただきます。まず、ゼロカーボン戦略について質問します。

先月末、環境審議会から長野県ゼロカーボン戦略中間見直しの答申がありました。内容について、火曜日の小林君男議員への答弁で知事は見解を示されております。昨今の気候変動は待ったなし。ゼロカーボン戦略は、重要な計画、部門ごとに具体策を示すなどの話があり、知事のやる気を感じ、頼もしく思った次第であります。

それを踏まえ、2点、小林環境部長に質問いたします。

基本目標及び全体の数値目標を変更しないと答申のあった長野県ゼロカーボン戦略については、自分事化できていないことが一番の課題と考えます。これまで、様々なイベントで啓発を行い、参加者はそこそこましたが、参加される方はいつものメンバーといった同じような方が多く、広がっていないのが現状ではないでしょうか。ゼロカーボンへの取組を進めるためにどう自分事化を広げるのか、伺います。

国策によってガソリン価格は少し下がっておりますし、これから総合経済対策により様々な物価高対策が施行されてくると思いますけれども、物価については、家計に重くのしかかる状況は続くと思います。だからこそ、ゼロカーボンの経済的メリットの可視化は大いに意味があると考えます。これまでも可視化については取り組んでおりますけれども、今後についてどう展開するのか、伺います。

続いて、農業施策について質問いたします。

まず、全国知事会長になった知事には、中山間地の農業を守る、農地を守る、そんな視点、立場から国へ訴えて欲しい。改めてお願ひをしたいと思います。

さて、今回は2点、村山農政部長に質問いたします。

米価の高騰が続く中で、国は重点支援地方交付金を活用したお米券の推奨をしておりますが、物価高対策とするならばお米だけのお米券では不適切、手間がかかる、経費がかかると批判的な声があります。これらは市町村の判断ということになりますけれども、現在、店舗にお米はあるけれども、高いといった状況があるのも事実であります。

今後最も恐れているのは、米離れが進むことであります。お米の消費が増えるようにすること、特に国産米、県産米の消費が増えるようにすることは、水田の維持、生産基盤の強化につながり、農家の支援になると考えます。ですので、今回のお米券は、様々な批判がありますけれども、殊お米の消費維持・拡大を促すことが期待できる施策として、つまり、日本の主食であるお米の安定生産・供給のためには重要な施策と捉えることもできると思いますが、県の認識を伺います。

以前から、新規就農者支援については年齢制限を上げてほしいとこの場でも提案、要望してまいりました。今回、国の補正予算において新たに措置される予定の新規就農チャレンジ事業は、年齢制限が65歳まで事業対象になると聞いております。県でも国へ要望していただいた成果と大変喜ばしく思いますが、新規参入者だけでなく、親元就農者への支援も年齢制限を上げてほしいとの要望があります。

そこで確認をしたいと思いますが、今回の事業は親元就農者についても65歳未満まで支援対象となるのでしょうか。また、担い手確保には、既存の担い手育成支援策である就農準備資金や経営開発資金についても年齢制限を引き上げるべきと考えますが、県の見解を伺います。

続いて、デジタル化の推進について中村企画振興部長に2点質問をいたします。

今月から健康保険証がマイナンバーカードと一体化したマイナ保険証に本格的に移行されました。不安な声もあり、メディアでは少し批判的な論調もありますけれども、デジタル化でのメリット、恩恵は、将来的には我々の生活を支える基盤になると確信しておりますので、その効果がなるべく早く国民に返ってくるためにも、早期の浸透を願うばかりであります。また、

物価高に対する給付なども、デジタル化が進んでいればもっと経費がかからずに入スムーズにできるのにと思うと、デジタル化が進んでいない我が国の現状が悔やまれます。

国の話になってしまいましたけれども、県への内容で質問をしたいと思います。

人手不足の声があちこちの現場でありますけれども、今後人口減少がさらに進むことを考えると、地域生活の維持や地域の企業が成長するためには、生産性アップ、効率化は目指すところであり、デジタル化はもっと大胆に進めるべきと考えますが、県の現状についての認識を伺います。

G I G Aスクール構想、コロナの拡大によって一気に広まった1人1台端末について、9月定例会に、教育長は、トライ・アンド・エラーや即時フィードバック、情報を効果的に収集・整理できる点をメリットとし、対面でのコミュニケーションにより人間関係の機微に触れる経験やじっくり考え判断する機会の減少などはデメリットとしております。しかし、適切な使用方法について注意喚起することでデメリットを抑えることができると評価し、機器の更新を進める旨の話があったと認識しております。児童生徒の全員が機器を持っているからこそ受け取れる大きなメリットがあるわけです。

また、8月に小山議員とお邪魔した立科町では、町内の各戸へタブレット端末を配付し、全体のデジタル化を図っております。プッシュ式で行政情報を発信したり、エリアを限定して地域の情報を発信したり、お悔やみなどの情報も閲覧可能で、今後は高齢者の見守り機能や防災面でも活用したいと拡張性についての話もありました。こういった教育現場や立科町の事例のようにデジタル化を大胆に進めるために、タブレット端末の全戸配付は大いに意味があると考えますけれども、県の認識を伺います。

[環境部長小林真人君登壇]

○環境部長（小林真人君） 私にはゼロカーボンについて御質問を頂戴しました。

まず、ゼロカーボンの自分事化に向けた取組についてでございます。

気候変動対策、脱炭素化の重要性については一定程度県民に浸透してきたと考えているものの、まだまだ実際に取組に参加する者は限られておりまして、自らが取り組むまでに至らない者にどのようにこれを働きかけ、どう自分事化して実際の行動変容につなげていくか、これは大変重要な課題だと思っているところでございます。

気候変動という地球規模の環境問題と県民一人一人の日常生活、一見遠い話でございますが、実は密接につながっているということを日常的に意識してもらうため、今後、新たな省エネ運動の中で、例えば小まめな節電や自転車、バスへの移動手段の転換、あるいは信州古来の暮らし、ライフスタイルへの転換、こうしたもののがどの程度具体的にCO₂削減に貢献するか、これを数字で明示していくことなども今後検討しまして、ぜひ皆様方に自分事化してもらえるよ

うにしてまいりたいと考えております。

また、そもそも脱炭素そのものに興味を持っていないという方々に対しては、環境対策に取り組むことで経済的メリットがあるんだぞということをしっかりと明らかにした上で、様々な機会に繰り返し説明申し上げ、取組の動機づけにしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、経済的メリットの可視化の推進についてでございます。

経済的メリットの可視化に関しては、県環境審議会の議論においてもEVの普及や商業施設のZEB化、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル、すなわちビルのエネルギー消費量を実質ゼロにするZEB化ですとか、太陽光発電設備の導入など、あらゆる分野において重要であると指摘をいただいているところでございます。

これまで、省エネ家電や太陽光発電設備などについては、導入による経済的メリットを明らかにして、事業者と連携しまして県民に情報提供を図ってきたところでございます。今後、さらに、24時間エネルギーを消費するような病院ですとか介護施設、あるいは商業施設などをZEB化することによるイニシャルコストとその後のランニングコストの見合いを検討しまして、その経済的メリットを明らかにした上で、関係者に対してあらゆる機会を通じて繰り返し説明を行いまして、環境対策に経済的メリットがあることを理解してもらい、実際の対策を講じてもらえるよう取組を展開してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔農政部長村山一善君登壇〕

○農政部長（村山一善君） 私には2点御質問をいただきました。

まず、お米券に対する認識についてでございます。

県内で安定的に県産米を生産、流通していくためには、消費を喚起し、需要量を確保していくことが重要となります。

お米券は、国の重点支援地方交付金におきまして、市町村向けに措置される食料品の物価高騰に対する特別加算の支援策の例といたしまして明記されておりまして、その活用は市町村の判断によるところではございますけれども、米の価格高騰に伴う買い控えの抑制、消費の喚起に一定の効果があるものというふうに認識しているところでございます。

県としては、現在、長野県の広報パートナーと連携した県産米のPR動画の発信や販売促進フェアなど、米の消費拡大に向けた様々なイベントの開催などを行っているところであり、お米券の活用など関係者それぞれが実施する取組とも連携しながら引き続き消費を拡大し、米の安定生産につなげてまいりたいというふうに考えております。

次に、国新たな事業における年齢制限等についてでございます。

国の補正予算により新たに措置される予定の新規就農チャレンジ事業につきましては、新規参入者、親元就農ともに市町村から認定新規就農者と認められれば事業の対象者となります。一方、既存の国制度、就農準備資金や経営開始資金は、就農に向けた技術習得研修や就農直後の早期経営確立への支援として重要な役割を果たしておりますが、現段階ではこれまでと同様に事業対象者が50歳未満のままとなっているところでございます。

本県では、就農相談会などに訪れる相談者の年齢は、40歳代に次いで50歳代が多いことなどから、新規就農者を着実に確保するため、本年6月と11月に新規就農者に関する支援事業の対象年齢の引上げを国に要望してきたところでございます。年齢引上げにつきましては、今後も国の動向を注視しつつ、現場の声を伝えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君） 私にはデジタル化の推進について2点御質問をいただきました。

人口減少や少子高齢化が進展する中で、デジタル化の必要性が高まっております。県では、今年3月にDXアクションプランを策定し、知事がトップの部局横断のDX推進本部を設置、全庁的に取組を進めております。先月には、第2回の推進本部会議を開催し、取組の進捗状況を確認するとともに、重点的な分野については令和9年度までの工程表を踏まえた実績や予定を明確にしたところです。

重点的な分野の現在の進捗については、例えば、医療のDXでは、オンライン診療を実施するべき地医療拠点病院における実証の支援、産業のDXでは、生産性の向上に資するデジタルツールの導入に向けた情報提供サイトの充実や専門家による伴走支援といった取組が進められているところです。推進本部会議の中では、社会の変化に即応しつつ、工程表にとらわれず一気呵成に進めることなどについて議論がありました。

デジタル技術は、世の中に対応するためのツールですので、例えば熊の出没情報を共有するスマホアプリの導入など、社会情勢に合わせてプランにない新たな取組も実施しておりますし、また、既存の取組の前倒しができるような技術的なブレークスルーがないかなども常に意識して取組を進めてまいります。

次に、県内へのタブレット端末の配付についてでございます。

立科町においては、タブレット端末を全世帯に貸与し、令和5年に情報配信システム「たてしなび」の運用を開始して、広報紙や防災といった情報の発信などに利用していると承知しているところです。また、豊丘村でも希望する高齢者にタブレット端末を貸与し、防災情報を発信しているなどの事例が県内でも見られるところです。

タブレット端末の配付については、端末そのものの費用や通信費、また管理コストの上でも、

アプリのみの提供などのほかの手段との比較検討が必要ですが、一義的には、端末を用いて生活情報の提供や高齢者の見守りなど住民に身近なサービスを提供する市町村において地域の実情を踏まえて御検討いただくものと考えております。

また、県からできる支援として、タブレット端末の共同調達の支援なども考えられるところではあるのですが、市町村ごとに実施したいサービスは異なりますので、用途に応じた性能やセキュリティー要件などが異なり、実際は難しいと考えているところです。県としては、まずは県と全ての市町村が参加する協議会の場も活用し、事例の共有や国の財政措置の周知を行いつつ、県から支援できることがないか、引き続き検討してまいります。

以上です。

[16番清水正康君登壇]

○16番（清水正康君）それぞれ御答弁をいただきました。

ゼロカーボンについて、日本が取り組んでも世界的にはあまり意味がないといった、そういったお考え、データ等もあります。しかし、毎年のように日本でも各地で集中的な大雨が観測されたり、近頃はアジアのあちこちで大きな災害をもたらしているというような豪雨もあります。雨による災害は頻発化、激甚化している、これが現状ではないかと思います。もっともっとこれが激しくなったらどうなるのか。今を生きる者として、子供や孫、未来の人たちに、あのときに気候変動に対してしっかりと取り組んでいてくれたらと思われないように、今できることを行わなければいけないんじゃないかな、そのように思います。

そして、いずれ世界中が気づいたときに、日本はリーダーシップを発揮できる立ち位置にあり、その中心に長野県があつたらと思います。県の方針を今後出すと思いますけれども、知事の熱いコメントを期待したいと思います。

続いて、農業の関係ですけれども、新規参入という部分で、県では都度都度国に要望しているだけだと、そんなお話があり、そして、それが実を結んだのかなと思います。まだまだ足りない部分はあるのですけれども、今、健康で高齢の方もたくさんいらっしゃいます。農業の平均年齢は高いという話なのですけれども、例えば、定年を迎えて今後どうしようかといったときに、この施策があるから農業をやってみようというような、そんな後押しになるような支援をぜひお願いしたいというふうに思います。

デジタル化についてですけれども、全戸へというのはなかなか難しい部分、また、市町村で考えるものだというようなお話であったというように認識しておりますけれども、やはりみんなが持っているからあるメリットというのが絶対にあるというふうに思います。日本のデジタル化は遅れているという認識の下、県でできることをぜひ引き続き検討していただきたいというふうに思います。

続きまして、次の質問に移りたいと思います。宿泊税を活用した持続可能な観光施策について質問いたします。

宿泊税の活用について、水曜日の早川議員や午前中の毛利議員の答弁で説明がありましたが、先日、活用計画の骨子案が示されております。宿泊税は、新税という性質上、既存予算の財源の単なる付け替えではなく、新たな展開や充実を図る部分に活用とあり、また、これまでの取組に価値向上を説明できることが条件とされており、単なる維持改修や支援額（補助割合等）の増は充当対象外とされております。ということは、例えば、観光振興の面で要望の多い登山道の整備などは、これまでも実施されており、登山者の安全につながる大事な事業ではありますが、対象外になると見込まれます。これらを踏まえ、宿泊税の使途について、新規事業、拡充事業と既存事業とのすみ分けや活用の考え方について伺います。

事業を行う上で、成果指標を設定することは必要なことあります。今回、宿泊税は5か年計画の中で方向性、KGI、KSF、KPIなどを設定しており、客観的かつ継続的に評価ができることが期待される一方、観光振興の成果については、短期的に成果を評価できる部分と、10年、20年のような長期的に成果を確認し、その上で評価すべき分野があると考えます。成果指標の設定について県の認識を伺います。

活用に当たっては、これは多くの申請で言えることですけれども、事業計画の提出や事後の報告など煩雑さが懸念されます。手続を簡単にするための配慮について検討状況を伺います。

これから観光振興について、高付加価値化は目指すべき点であります。コロナの後のインバウンドによる急激な観光客の増加は様々なひずみを生じていると感じている中で、緩やかな観光振興、誘客に対して、高付加価値化による差別化は意義があります。例えば、観光先進国が多いヨーロッパ。高付加価値のガイドとして、山岳、美術、歴史、酒等の専門性の高いカテゴリーや、需要は高いが供給が少ない言語に対応できるガイド等は1日1,000ドル超え、日本円で約15万円というような単価もあり、バルセロナなどの有名な都市の街ガイドでは1日300ドルといったような対価を得ております。これに加えてさらに非課税のチップが入るというような状況です。

しかし、日本国内においては、およそ無償の市民ボランティアや安価なガイドに各種のガイドを依存しているエリアがほとんどであります。県内の山岳プロガイドにおいても、複数言語以前に英語での対応ができるガイドも少ないことは明らかで、そもそもコミュニケーションが苦手な方も見受けられる状況です。

こうした背景からも、例えば、長野県において山岳ガイドに代表されるプロガイドたちが複数の言語力を向上させていくことやコミュニケーションスキルを伸ばしていくこと。あるいは、顧客満足度を上げるために各デジタルスキルを向上させていくこと。その結果として、ヨー

ロッパレベルに稼げるガイドを県民の中で増やしていくこと。このことは、県の観光戦略的にまず取組を考えるべき要所ではないでしょうか。こうしたプロガイドたちにとって必要不可欠な中長期、継続的な教育に関する投資、これこそが新たな価値向上に資する宿泊税の活用を考えます。

また、関連で、語学が堪能な県民、特に若い世代が必要な専門スキルやコミュニケーションスキルを掛け合わせていくことで、各カテゴリーのプロガイドへと進捗していくキャリア・アクセスが可能になります。そして、そのプロセスでも、ガイドサポートという副業形態も十分に予測ができ、こうしたリスクリミング的な視点からも、これら地域人材の育成やスキル向上を図ることができます。プロガイド育成と同様に宿泊税の活用として御検討いただけないか、御所見を伺います。以上、高橋観光スポーツ部長に質問をいたします。

さて、しあわせ信州創造プラン3.0の「目指す姿」にもありますが、「世界水準の山岳高原観光地」というスローガンの下、宿泊税の活用によって目指す住む人が誇れる観光地となることは好ましいことではありますが、さらに、住む人が幸せにならないと意味がありません。観光振興によって地域住民が幸せを感じることができるようにどのように取り組んでいくのか、阿部知事に伺います。

〔観光スポーツ部長高橋寿明君登壇〕

○観光スポーツ部長（高橋寿明君） 私には宿泊税の活用について4点御質問をいただきました。順次お答えいたします。

まず、宿泊税を充当する事業の考え方についてのお尋ねでございます。

宿泊税は、新たな観光の価値向上につなげるために導入する県税であることを踏まえまして、宿泊税活用計画（仮称）の骨子において宿泊税充当の基本的な考え方を整理しております。

まず、新規・拡充の取組など、観光振興のための新税という性質を踏まえたものであること。次に、旅行者の利便性・満足度の向上など旅行者が効果を実感できる取組など、税導入の効果がより発揮されるものであること。そして、県、市町村等の役割を踏まえ、県全体の施策の方向性と一致することとしております。このため、これまで既存財源で取り組んできたことを継続するような事業については宿泊税の充当にはなじまないものと考えております。

その一方で、例えば議員御指摘の登山道などの既存施設の整備であっても、自然公園の魅力をさらに高めるため、面的に受け入れ環境を整備する場合などは、税の趣旨に沿うものと考えておりますので、市町村交付金を活用して実施する事業への充当についても、先ほど申し上げた考え方に基づき、個別の事業内容に応じて検討する必要があるものと考えております。

次に、宿泊税の活用における成果指標の設定の考え方についてのお尋ねであります。

宿泊税を活用して取り組む施策の効果を客観的かつ継続的に評価するため、宿泊税活用計画

において中長期的な視点を持ちながら、短期的には毎年度の到達状況を把握できる成果指標を設定する必要があると考えております。

例えば、観光振興施策の中長期的な到達目標である重要目標達成指標、KGIの一つとして観光消費額を設定し、その目標達成に向けて取り組む施策の方向性を示す重要成功要因、KSFとしては観光コンテンツの充実が必要と整理した上で、その成功要因の実現につながる施策の効果について、重要達成度指標、KPIとして観光消費単価や体験・アクティビティーでの満足度などを設定し、評価することを検討しているところであります。

あわせまして、個別の事業ごとにも直接的な成果を把握するための事業目標値を設定して、先ほど申し上げた指標及びこの事業目標値に対する進捗管理を毎年度行うことで事業効果の検証を行っていきたいと考えております。

続いて、交付金、補助金等の手続を簡易にするための配慮についてでございます。

宿泊税は、法定外目的税という特別な税として宿泊者の皆様からお預かりするものであることから、実施事業の効果などについてより一層の説明責任が求められるものと考えております。こうしたことから、事業執行の適正化や事業効果の検証などに必要となる一定の事務負担を市町村や事業者にお願いすることは当然に必要なことと考えております。

一方で、県と市町村との協議の場においても事務負担の軽減を求める御意見があったことを踏まえまして、説明責任とのバランスを取りながら、過大な負担とならないような事務手続を検討してまいりたいと考えております。

最後に、観光ガイドの育成等に宿泊税を活用できいかとの御質問であります。

近年の海外からの旅行者の傾向としては、高付加価値旅行者層を中心に、単に観光地を巡るのではなく、特色ある体験や学びを求める方々が増加しております、世界水準の山岳高原観光地を目指す長野県として、地域の文化や歴史、自然を深く理解し解説できる質の高いガイドの育成確保は、議員から御指摘いただいたように喫緊の課題と認識しております。

県が10月に公表した宿泊税活用計画（仮称）骨子の今後取り組む施策の中にも自然・文化・アクティビティに関するガイドの養成を盛り込みまして、宿泊税の活用を視野に施策の検討を鋭意進めているところでございます。具体的には、一定の語学力や基礎的なガイディングスキルを身につけることに加えまして、例えば、山岳、サイクルなどのアクティビティーや、地域の歴史、文化など特定分野に関する高い専門性を併せ持つガイドを養成し、認定する仕組みづくりを検討していきたいと考えております。

さらに、認定されたガイドの情報を国内外へ積極的に発信し、多くの旅行者に活用いただることが、新たにガイドを目指そうとする方々の後押しとなることも期待して、今後も取り組んでまいります。

以上です。

[知事阿部守一君登壇]

○知事（阿部守一君） 私には、観光政策に関連して、観光振興によって地域住民が幸せを感じることができるようにどう取り組むのかという御質問でございます。

観点として大きく三つあるのではないかなどというふうに思います。まず一つは、暮らす皆さん、県民の皆様方の誇りを高めていくということ。それから、この観光政策と相まって、暮らし、生活の環境改善につなげていくということ。さらには、地域経済の活性化につなげていくこと。こうしたことを通じて県民の皆様方の幸せにも資するような観光政策に取り組んでいきたいと思っています。

誇りを向上させる、高めるという部分については、やはり観光政策を進める上では、地域資源を改めて発見し磨き上げていく、こうしたプロセスが必要になってまいります。そういうことに伴って、住民の皆様方も改めて観光客の視点を通じて自分たちの地域のすばらしさを再発見いただくということにもつながってくると思います。また、観光誘客の取組を通じて各地域が持つ個性やすばらしさを改めて磨き上げ、この地域に対する誇りを高めていただくことができるというふうに思っています。

また、生活環境の向上という観点では、観光政策においても、例えばまちづくりったり、景観であったり、あるいは公共交通をはじめとする移動手段の確保であったり、こうした部分は、もとより観光政策という観点で取り組むものであっても、一方で地域の皆様方の利便性・快適性にも資するものになるわけであります。そういう意味では、様々な部局の取組を観光の視点で推進することと併せて、観光政策で取り組む視点もやはり地域の皆様方にとっても便益が向上するようにという視点を持ちながら取り組んでいくことが必要だというふうに思っています。

最後に、地域経済の活性化は、もとより、観光振興に積極的に取り組んでいる大きな要素は、やはり観光消費額を上げていこう、地域にできるだけお金を落としていただき、地域でお金が回るようにしていくということが重要な視点だというふうに思っております。

観光政策は、宿泊、飲食のみならず、非常に裾野が広い経済効果が見込まれる分野だというふうに考えております。観光誘客を通じて、観光消費額を増大させるための様々な仕組み、例えば宿泊施設の上質化やコンテンツの充実などを通じて地域経済の活性化にもつなげるようにしていきたいというふうに思っております。

一方で、御質問の中にもありましたように、全国的に見れば、オーバーツーリズムのように、場合によっては地域住民の皆様方にとって必ずしも好ましくないような状況が見られるケースも出てきております。我々としても、観光客の分散化、通年化、こうしたことも念頭に置きな

がら観光施策を進めていきたいと考えております。

以上です。

[16番清水正康君登壇]

○16番（清水正康君）御答弁をいただきました。

宿泊税の使い方ですけれども、登山道など既存の事業でも魅力がアップするという付加価値がつく部分において認めるというようなお話がありましたので、安心いたしました。

そして、事業の評価の話になりますけれども、先ほど毛利議員からお話がありましたけれども、やはり基金は2年だとどうしても短期と感じてしまいます。長期的な視点に合った指標というものも持っているというような話だったのですが、殊基金においてはちょっとこれは違うのではないかというふうに感じたりもしております。額のほうも、最初は大きな額ではないということも踏まえまして、長期的な視点ももっともっと取り入れてほしいなというように思っています。

また、長期的な目線という部分になりますと、満足度みたいなものもやはり大変重要なものかというふうに思います。一気に上がるというのではなく、徐々に徐々に上がっていくというのが緩やかな観光の振興としてふさわしいというようにも思いますので、そういった目線で、成果を求める求めるというような形にならないように。また、宿泊税の使い方として、基準があるのはもちろん大切なのですけれども、自由度が損なわれないような、そんな形での運用をお願いしたいというように思います。

そして、ガイドについてですけれども、これはぜひそういう方をつくっていく、養成をする、教育をするという部分に力を入れてほしいということがありますし、もう一点は、やはり稼げる職業として確立できるような方向で県のほうで支援をしていただきたい、そのように思います。

そして、最後に知事の思いをいただきました。誇りという部分では気持ち、生活環境という部分ではやはり我々の身の回りのこと、そして、経済性という部分は、やはり継続性かというように思います。そういった形で、地域が持続可能な形で成り立つように長野県の観光が振興されることを期待しております。

もともと、宿泊税は観光振興税という名前がありました。観光を振興していくという中で、最近宿泊という部分に少し重きが置かれているようなイメージがあるのですが、あくまでも観光を振興して、住む者が幸せになる、そんな形で取り組まれていくことを期待したいと思います。

以上で質問を終わりにします。

○副議長（中川博司君）この際、15分間休憩いたします。

午後2時29分休憩

午後2時45分開議

○議長（依田明善君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて発言を許します。

宮澤敏文議員。

〔49番宮澤敏文君登壇〕

○49番（宮澤敏文君）大勢の子供たちの元気な声がトンネル内にこだまする中で、ドクターへリが飛行距離の外にあり、地域高規格道路松本糸魚川連絡道路を「命を結ぶ道」と呼ぶゆえんである小谷村地域。長きにわたる地域の悲願が、長野県建設部の英知と工夫、事業者の高い技術力で見事に難工事を克服し、地域高規格として初めて雨中・月岡道路が開通いたしました。

未曾有の平成7年7月の県北部の大災害ですたずたになった当地域。県や村、そして関係者の懸命な御尽力で復興できた大糸線を喜び合う中で、次は地域高規格道路と地域を挙げて願い、平成30年10月、ルートを知事と関係者とで現地確認し、スタートが切られました。

水が多くワサビが生育するほどまれに見る脆弱な雨中の現場を、まずは砂防工事で固め、トンネルを掘削。何十回も現地を歩き、共に汗してきた者として、知事をはじめ関わった全ての人たちに、この本会議場で地元を代表して心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

既に事業化され、小谷村小中学校があり、通学路でもある連続する塩水地域を、平面交差ではない、人と車が分離する、地域高規格にふさわしい道路にと願っておりますが、その方針について伺います。

もう一つの難所である北小谷地域、動くトンネル外沢。冬は凍結で、北陸圏からの大型トラックが何時間も道路を塞ぎ、ドクターへリは飛ばず、救急車が走行できない状況が毎年数回も発生しています。ダブルウェーの必要性を感じます。地域高規格道路の松糸道路の新道路建設区間として本格的に取り組むべきであると考えますが、建設部長に併せてお伺いいたします。

県内各地で評価の高い県警音楽隊の現状について、県警本部長にお伺いいたします。

人手不足は県政最大の課題ですが、民間だけでなく、公務員の人材確保も深刻です。今後、社会情勢の変化により、市町村の事務は拡大し、人手不足から県のサポートを求められると予測しますが、支援についてお伺いをすると同時に、知事は全国に先駆けて県職員の副業化を図られました。人手不足に悩む産業界や地域社会の活性化策と、私は賛成であります。

秘書課の職員が、信州登山案内人を副業としていると目を輝かせておりました。高齢化が進む分野での新しい活力に目を細めました。地域の活性化のために、市町村職員やJ A職員にも

広げてほしいとの声が寄せられています。副業制度の拡大について知事に併せてお伺いいたします。

平成8年度から高校無償化がされる中で、魅力づくりに積極的に取り組む私学を選択する生徒が増え、不登校生徒だけでなく、大学受験に特化した通信制高校など生徒の選択肢が広がる中で、今後の公立高校の役割をお伺いいたします。

また、企業が卒業生を望み、多くの卒業生が最終の学びとなる専門高校は、公立高校の独壇場であります。専門高校の役割について教育長にお伺いいたします。

[建設部長栗林一彦君登壇]

○建設部長（栗林一彦君） 私には地域高規格道路松本糸魚川連絡道路に関するお尋ねを二ついただきました。

まず、松本糸魚川連絡道路の整備方針についてのお尋ねでございます。

地域高規格道路である松本糸魚川連絡道路は、高速道路を補完し、おおむね時速60キロ以上のサービス速度を確保する規格の高い道路であり、県内道路整備の重要なものの一つとして取り組んでいるところでございます。その整備に向けましては、走行性、定時性、経済性の観点から、バイパス区間と現道活用区間を組み合わせた計画としております。

小谷村塩水地域につきましては、現道活用区間に位置づけており、現在実施中の改築事業は、設計速度、道路線形及び幅員など道路構造について、将来的に地域高規格道路として活用できるように計画しているところであります。現道活用区間の交差部における安全対策は重要と認識しておりますので、地域の状況を踏まえ、人と車の分離など安全性に配慮した道路構造を検討してまいります。

2点目の国道148号外沢トンネルにつきましては、昭和49年に竣工したトンネルであります。周辺のトンネルに比べて幅員が狭小で老朽化も進んでおり、改築の必要性は認識しております。

これまでに改築に向けた概略検討を実施しており、バイパス計画も含め、概略ルートの検討を進めてきたところです。当箇所は急峻な地形、かつ、地すべり地帯もあり、技術的難易度が高く、多額の事業費が想定されることから、引き続き計画熟度を高めるために必要な地質調査などを行い、関係機関と共に検討を深めてまいります。

以上です。

[警察本部長阿部文彦君登壇]

○警察本部長（阿部文彦君） 私には県警音楽隊に関する御質問をいただきました。

県警音楽隊は、職員の士気高揚と警察広報を行う目的で昭和27年11月に発足いたしました。現在は、隊長以下28名の警察官・警察職員で構成され、うち6名はカラーガード隊員となって

おります。これらの隊員は、ふだんは警察本部や警察署で防犯やパトロール等の活動をしながら、必要に応じ警察音楽隊の活動に従事するということになります。

音楽隊は、警察が主催する式典や交通安全、防犯活動などの広報啓発イベント、県、市町村などが主催する行事等において演奏演技を行うことで、力強く頼りがいがあり、また、優しく親しみやすい警察のイメージを演出するという重要な役割を担っており、県民と警察を結ぶ音のかけ橋として警察広報の最前線で活動しております。

本年の活動状況といたしましては、警察本部主催のふれあいコンサートや県庁などでのミニコンサートのほか、自治体などからの派遣依頼により県下各地でのイベントにおいて演奏演技を行っており、出動回数は11月末時点で67回となっております。

また、最近では演奏の合間に詐欺被害防止に関する寸劇を行っているほか、会場にお越しいただけない方のために県警公式のXやユーチューブでの活動状況の配信など、効果的な広報啓発を行っているところであります。

音楽隊の演奏演技は、県民の皆様から一定の評価を得ていると認識しております。引き続きその目的を踏まえつつ、効果的な運用を図ってまいります。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には人手不足対策に関連して2点御質問をいただきました。

まず、市町村の人手不足に対応するための連携の方向性についてという御質問でございます。急激な人口減少の下、各市町村では専門職員等の不足が深刻化している状況にあります。特に、本県は小規模町村が多いという状況の中で、必要な行政サービスを持続的に提供していくためには、市町村間で相互に協力連携していただくということに加えて、我々県も協力して、県と市町村が連携して行政体制の最適化を図っていくことが重要だと思っております。

専門職員の不足については、これまで県と市町村との協議の場で議論してきたところであります。その結果、今年度からは、県保健師の派遣を行うという形で市町村を応援させていただいております。

また、今定例会に提出していたしております木曽広域連合の規約の変更も、県が木曽広域連合に参画して町村と一体となって施策推進に取り組むことによって、より効果的、効率的な事業執行を図ろうというものでございます。

先月開催いたしました県と市町村との協議の場におきましては、行政体制や役割分担等を検討するプロジェクトチーム、そして、土木職員の確保など差し迫った課題に対応する三つのワーキンググループの設置について市長会、町村会の皆さんと合意したところでございます。今後、各行政分野での具体的な連携策を検討し、具体化していきたいと考えております。

続きまして、副業制度の拡大についてという御質問でございます。

県職員の副業制度につきましては、地域や社会に貢献する活動に積極的に参加する取組を応援しようということで、平成30年度に「地域に飛び出せ！社会貢献職員応援制度」を創設したところでございます。

これまで、この制度を活用して、多くの職員が社会貢献活動に積極的に取り組んでいただいており、私としては大変うれしく思っております。この制度は、地方公務員法で定めます営利企業従事許可制度に基づくものでありまして、職員の自発的な活動で本来業務に影響を与えないということが原則でございます。市町村やJAの業務につきましても、こうした原則に基づいて、補助金や許認可等の利害関係がないことや、営利を主目的としない公益性の高い社会貢献活動であることなど、一定の許可要件を満たす場合には対応が可能というふうに考えております。引き続き社会貢献活動に取り組む県職員を積極的に応援していきたいと考えております。

以上です。

[教育長武田育夫君登壇]

○教育長（武田育夫君）公立高校と専門高校の役割についてのお尋ねでございます。

公立高校は、どの地域においても、全ての生徒に対して、家庭の経済状況や地域差にかかわらず、進学や就職などの卒業後の進路保障をするため、社会生活に必要な基礎学力を育て、社会の一員としての資質を育む役割があると認識しております。

県立高校では、各地域において、生徒一人一人が自身の希望や進路に応じた学びを選択できるよう各校の魅力づくりに努めているところでございます。専門学科では、農業、工業、商業、家庭に関する専門的な知識と技能を習得するとともに、地域課題等を実践的に学ぶことによって、地域に根差し、地域に開かれた魅力ある学びを推進し、このような学びを通して地域の産業を支える人材を育成することが専門学科を置く公立高校の大変な役割であると認識しているところでございます。

[49番宮澤敏文君登壇]

○49番（宮澤敏文君）現在、地域高規格道路では、大町地区、そしてインターの周辺の安曇野地区、そして白馬地区、そして小谷の4キロ、これが新しく道路を建設する区間となっているわけであります。それに併せて、私は、この外沢トンネルのこの部分を、ダブルウエーとして新区間として進めてもらいたい。新田副知事はよく御存じだと思いますけれども、そういうことで今要望をしているわけであります。そこが一番大事なんです。ここを十二分によく理解してほしい、こんなふうに思います。

また、本部長から警察音楽隊の話がございました。生の演奏を聞けたということで、市町村の方々が大変喜んでおりました。国体があります。県民を挙げての行事であります。全国植樹祭のときにもそうでしたが、警察音楽隊が堂々と演奏され、長野県の誇りを醸してください

さいました。この国体を前に、警察音楽隊への財政的支援をしっかりとしていただきたい。こんなふうに願います。

阿部知事は、明治大学の小田切教授らと共に、全国の有識者で研究する高校教育改革を実現する会に参加され、地域や産業界と連携し、専門高校の機能性強化・高度化を研究されておられます、これから専門高校に何が必要と考えるかお伺いするとともに、長野県教育委員会へ専門高校の機能性の強化、高度化で何を期待するか、お伺いいたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） からの専門高校に何を期待するのか、また、教育委員会に何を期待しているのかという御質問でございます。

まず、議員から御指摘のありました高校教育改革を実現する会、これは、先ほど来御質問いただいております高校無償化の取組の一方で、専門高校をはじめとする公立高校に対する抜本的支援を国に対して求めようというものでございます。

高校無償化が地域の公立高校の機能低下につながってしまうのではないかというふうに多くの皆さんが懸念されている中で、地域社会のしっかりとした担い手を供給している、育てている、そうした公立高校が、これから未来に向けてしっかり発展してもらうということが大変重要だというふうに思っています。

特に、専門高校においては、様々な専門分野、商業、工業、あるいは農業、こうした分野の地域の支え手、担い手を育む大変重要な役割を果たしていただいているわけであります。これから生産年齢人口がどんどん減少し、地域の活力が放っておくと低下してしまうという状況の中で、これまで以上に地域産業を支える人材育成をしっかり行っていただくということを期待しているところでございます。

また、教育委員会に対する期待ということでありますが、専門高校の機能性強化・高度化に当たりましては、今般の国の補正予算におきましても、都道府県に基金を創設しようという方向になっています。理数系人材の育成支援や多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保支援、こうしたことを行ってもらいたいというふうに思います。

文部科学省が今般示した方向性を踏まえ、地域や産業界の皆様方とも十分連携協働していただいた上で取り組んでいくことを期待しておりますし、私としても教育委員会の取組を支援していきたいと考えております。

以上です。

〔49番宮澤敏文君登壇〕

○49番（宮澤敏文君） 人口減少は深刻であります。例えば、農業分野では、2010年、農業者は200万人ありました。15年後の2025年、今年であります。100万人に減りました。これから

15年後の2040年には30万人に減ると言われています。この委員会の小田切教授などは、農業高校の変革を大きく求めているわけであります。知事の答弁にもありましたが、この変化する産業界に対応する専門高校の姿はどうあるべきか。地域産業と連携し、専門高校の機能性強化・高度化の点をどう実現しようとしていくのか、教育長にお伺いいたします。

検討が進む安曇野新校では、授業内容の最終的議論に入っています。2校の関係者から専攻科5年制が強く求められ、対象の3校の生徒代表からも専攻科5年制への期待の意見が相次いで出されました。当然、懇話会の議論を大切にする教育委員会の姿勢から、専攻科5年制の導入を踏まえた授業内容を提案すると思いますが、教育長にお伺いいたします。

[教育長武田育夫君登壇]

○教育長（武田育夫君） 地域産業と連携した専門高校の機能性強化・高度化の実現についてのお尋ねでございます。

専門高校の機能性強化・高度化を実践していくためには、県教育委員会で昨年策定いたしました県立高校の特色化に関する方針に基づき、地域の産業界から伴走支援を受けながらの取組を進めているところでございます。具体的には、企業での実習と高校での学びを組み合わせるデュアルシステムを一層充実させるとともに、連携コーディネーターの配置をさらに進め、高校と地域との連携協働を進めていこうとしているところでございます。

また、データサイエンスやAIなどデジタル技術の進展に対応するため、国のDXハイスクール予算も活用しながらデジタル環境を整備し、専門高校でデジタル人材の育成を積極的に進めていくことも重要であると考えております。

さらに、専門的な学びを高度化していくため、大学など高等教育機関との連携強化や外部人材の活用、また、専攻科の設置に向けた検討を行うなど、地域産業を支える人材育成に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、再編新校においても、学校内に共学共創コンソーシアムを設置し、地元の自治体や産業界との連携をさらに深め、地域の学びの拠点にしようとしているところでございます。

安曇野新校の専攻科の導入についてのお尋ねでございます。

現在、安曇野総合技術新校（仮称）の新校再編実施計画懇話会において新校の学校像や学びのイメージについて議論をしているところでございます。その中で、高校卒業後も、高校3年間の学びを継続し、さらに2年間高度な専門知識や技術を学ぶことができる専攻科の設置を検討いたしました。

議員御指摘のとおり、懇話会において、構成員の生徒からは、公立の専攻科で学べるのであれば、安い授業料で効率がよく、勉強したことを社会に生かすことができる。高校で取り組んでいた研究がさらに続けられたら魅力的で、社会に出ても活躍できる人材になれるのではない

かといった専攻科に期待する意見が出されたところでございます。

引き続き、当該新校の懇話会の場において専攻科の導入に関して検討を進めるとともに、地域の自治体関係者や産業界の意見や願いを大切にしながら、生徒たちによりよい学びの環境を整えてまいりたいと考えております。

〔49番宮澤敏文君登壇〕

○49番（宮澤敏文君） それぞれ知事から、そして教育長から、前向きな検討の答弁がありました。先ほど申しましたように、本当に人手不足、そして、人口減少の時代に入りました。高校教育、特に専門高校の位置づけは地域にとって大きいと考えます。

人口減少の時代、公立高校、とりわけ職業高校が大きく変わらなければならないとき、安曇野だけでなく、地域産業を支えてきた県内の多くの専門高校に専攻科5年制が設置され、地域に根差した生徒の選択肢が広がることを心から念じまして、質問を終わります。

○議長（依田明善君） 以上で行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑は終局いたしました。

○議長（依田明善君） お諮りいたします。第45号「人事委員会委員の選任について」は、会議規則第44条の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会審査を省略することに決定いたしました。

本件に対して討論の通告がありませんので、本件を採決いたします。

本件、原案どおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり同意することに決定いたしました。

●知事提出議案委員会付託

○議長（依田明善君） 次に、残余の知事提出議案をそれぞれ所管の委員会に付託いたします。

各委員会におかれでは、慎重審議の上、速やかに議長の手元まで審査報告書を提出願います。付託一覧表は後刻お手元に配付いたします。

●請願・陳情提出報告、委員会付託

○議長（依田明善君） 次に、去る9月定例会後、県議会に対して請願及び陳情の提出がありましたので、報告いたします。

[職員朗読、議案等の部「4 請願・陳情文書表」参照]

○議長（依田明善君） 以上であります。

ただいま報告いたしました請願及び陳情を、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

各委員会におかれては、慎重審議の上、速やかに議長の手元まで審査報告書を提出願います。請願・陳情文書表は後刻お手元に配付いたします。

●陳情取下げの件

○議長（依田明善君） 次に、お手元に配付いたしましたとおり、陳情の取下願がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

ただいま報告いたしました陳情取下げの件を本日の日程に追加いたします。

本件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件については、それぞれ願い出のとおり取下げを許可するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（依田明善君） 御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ願い出のとおり取下げを許可することに決定いたしました。

[議案等の部「5 陳情取下願」参照]

●議員提出議案の報告

○議長（依田明善君） 次に、議員から議案の提出がありましたので、報告いたします。

[職員朗読]

議第1号

こども誰でも通園制度の安定的な運用の実現を求める意
見書案提出書

令和7年12月4日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

佐々木 祥二 小林 東一郎 小山 仁志

清水 純子 毛利 栄子

賛成者

丸山 栄一	服部 宏昭	萩原 清
風間 辰一	西沢 正隆	宮本 衡司
小池 清	岸 喜昭	堀内 孝人
酒井 茂	共田 武史	寺沢 功希
大畠 俊隆	宮下 克彦	竹内 正美
丸茂 岳人	大井 岳夫	山田 英喜
向山 賢悟	早川 大地	垣内 将邦
青木 崇	荒井 武志	高島 陽子
埋橋 茂人	続木 幹夫	花岡 賢一
望月 義寿	佐藤 千枝	丸山 寿子
竹村 直子	小林 陽子	林 和明
小池 久長	清水 正康	小林 あや
奥村 健仁	グレート無茶	川上 信彦
加藤 康治	勝野 智行	勝山 秀夫
和田 明子	両角 友成	山口 典久
藤岡 義英	宮澤 敏文	小林 君男

長野県議会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第2号

地方大学への財政支援の拡充を求める意見書案提出書

令和7年12月4日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

佐々木 祥二	小林 東一郎	小山 仁志
清水 純子	毛利 栄子	

賛成者

丸山 栄一	服部 宏昭	萩原 清
風間 辰一	西沢 正隆	宮本 衡司
小池 清	岸 喜昭	堀内 孝人
酒井 茂	共田 武史	寺沢 功希
大畠 俊隆	宮下 克彦	竹内 正美
丸茂 岳人	大井 岳夫	山田 英喜

向山 賢悟	早川 大地	垣内 将邦
青木 崇	荒井 武志	高島 陽子
埋橋 茂人	続木 幹夫	花岡 賢一
望月 義寿	佐藤 千枝	丸山 寿子
竹村 直子	小林 陽子	林 和明
小池 久長	清水 正康	小林 あや
奥村 健仁	グレート無茶	川上 信彦
加藤 康治	勝野 智行	勝山 秀夫
和田 明子	両角 友成	山口 典久
藤岡 義英	宮澤 敏文	小林 君男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第3号

医師の確保対策の充実を求める意見書案提出書

令和7年12月4日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

佐々木 祥二	小林 東一郎	小山 仁志
清水 純子	毛利 栄子	

賛成者

丸山 栄一	服部 宏昭	萩原 清
風間 辰一	西沢 正隆	宮本 衡司
小池 清	山岸 喜昭	堀内 孝人
酒井 茂	共田 武史	寺沢 功希
大畑 俊隆	宮下 克彦	竹内 正美
丸茂 岳人	大井 岳夫	山田 英喜
向山 賢悟	早川 大地	垣内 将邦
青木 崇	荒井 武志	高島 陽子
埋橋 茂人	続木 幹夫	花岡 賢一
望月 義寿	佐藤 千枝	丸山 寿子
竹村 直子	小林 陽子	林 和明
小池 久長	清水 正康	小林 あや

奥 村 健 仁 グレート無茶 川 上 信 彦
加 藤 康 治 勝 野 智 行 勝 山 秀 夫
和 田 明 子 両 角 友 成 山 口 典 久
藤 岡 義 英 宮 澤 敏 文 小 林 君 男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第4号

OTC類似薬の患者負担に係る慎重な議論を求める意見
書案提出書

令和7年12月4日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

提 出 者

佐々木 祥 二 小 林 東一郎 小 山 仁 志
清 水 純 子

賛 成 者

毛 利 栄 子 服 部 宏 昭 萩 原 清
風 間 辰 一 西 沢 正 隆 宮 本 衡 司
小 池 清 丸 山 栄 一 山 岸 喜 昭
堀 内 孝 人 酒 井 茂 共 田 武 史
寺 沢 功 希 大 畑 俊 隆 宮 下 克 彦
竹 内 正 美 丸 茂 岳 人 大 井 岳 夫
山 田 英 喜 向 山 賢 悟 早 川 大 地
垣 内 将 邦 青 木 崇 荒 井 武 志
高 島 陽 子 埋 橋 茂 人 繁 木 幹 夫
花 岡 賢 一 望 月 義 寿 佐 藤 千 枝
丸 山 寿 子 竹 村 直 子 小 林 陽 子
林 和 明 小 池 久 長 清 水 正 康
小 林 あ や 奥 村 健 仁 グレート無茶
川 上 信 彦 加 藤 康 治 勝 野 智 行
勝 山 秀 夫 和 田 明 子 両 角 友 成
山 口 典 久 藤 岡 義 英 宮 澤 敏 文
小 林 君 男

長野県議会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第5号

広く国民の意思を反映した衆議院議員選挙制度の実現を
求める意見書案提出書

令和7年12月4日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

佐々木 祥二 小林 東一郎 小山 仁志
清水 純子 毛利 栄子

賛成者

丸山 栄一	服部 宏昭	萩原 清
風間 辰一	西沢 正隆	宮本 衡司
小池 清	山岸 喜昭	堀内 孝人
酒井 茂	共田 武史	寺沢 功希
大畑 俊隆	宮下 克彦	竹内 正美
丸茂 岳人	大井 岳夫	山田 英喜
向山 賢悟	早川 大地	垣内 将邦
青木 崇	荒井 武志	高島 陽子
埋橋 茂人	繞木 幹夫	花岡 賢一
望月 義寿	佐藤 千枝	丸山 寿子
竹村 直子	小林 陽子	林 和明
小池 久長	清水 正康	小林 あや
奥村 健仁	グレート無茶	川上 信彦
加藤 康治	勝野 智行	勝山 秀夫
和田 明子	両角 友成	山口 典久
藤岡 義英	宮澤 敏文	小林 君男

長野県議会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第6号

暫定税率の廃止に伴う安定的な代替財源の確保を求める
意見書案提出書

令和7年12月4日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

佐々木 祥二 小林 東一郎 小山 仁志
清水 純子 毛利 栄子

賛成者

丸山 栄一 服部 宏昭 萩原 清
風間 辰一 西沢 正隆 宮本 衡司
小池 清 山岸 喜昭 堀内 孝人
酒井 茂 共田 武史 寺沢 功希
大畠 俊 隆 宮下 克彦 竹内 正美
丸茂 岳 人 大井 岳夫 山田 英喜
向山 賢 悟 早川 大地 垣内 将邦
青木 崇 荒井 武志 高島 陽子
埋橋 茂 人 繁木 幹夫 花岡 賢一
望月 義 寿 佐藤 千枝 丸山 寿子
竹村 直 子 小林 陽子 林 和明
小池 久 長 清水 正康 小林 あや
奥村 健 仁 グレート無茶 川上 信彦
加藤 康 治 勝野 智行 勝山 秀夫
和田 明 子 両角 友成 山口 典久
藤岡 義 英 宮澤 敏文 小林 君男

長野県議会規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第7号

特別支援教育コーディネーター専任化の推進を求める意

見書案提出書

令和7年12月4日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

佐々木 祥二 小林 東一郎 小山 仁志
清水 純子 毛利 栄子 小林 陽子

賛成者

丸山栄一	服部宏昭	萩原清
風間辰一	西沢正隆	宮本衡司
小池清	山岸喜昭	堀内孝人
酒井茂	共田武史	寺沢功希
大畠俊隆	宮下克彦	竹内正美
丸茂岳人	大井岳夫	山田英喜
向山賢悟	早川大地	垣内将邦
青木崇	荒井武志	高島陽子
埋橋茂人	続木幹夫	花岡賢一
望月義寿	佐藤千枝	丸山寿子
竹村直子	林和明	小池久長
清水正康	小林あや	奥村健仁
グレート無茶	川上信彦	加藤康治
勝野智行	勝山秀夫	和田明子
両角友成	山口典久	藤岡義英
宮澤敏文	小林君男	

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第8号

地域におけるバス路線の維持・確保に向けた支援の強化
を求める意見書案提出書

令和7年12月4日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

佐々木祥二	小林東一郎	小山仁志
清水純子	毛利栄子	

賛成者

丸山栄一	服部宏昭	萩原清
風間辰一	西沢正隆	宮本衡司
小池清	山岸喜昭	堀内孝人
酒井茂	共田武史	寺沢功希

大 畑 俊 隆	宮 下 克 彦	竹 内 正 美
丸 茂 岳 人	大 井 岳 夫	山 田 英 喜
向 山 賢 悟	早 川 大 地	垣 内 将 邦
青 木 崇	荒 井 武 志	高 島 陽 子
埋 橋 茂 人	続 木 幹 夫	花 岡 賢 一
望 月 義 寿	佐 藤 千 枝	丸 山 寿 子
竹 村 直 子	小 林 陽 子	林 和 明
小 池 久 長	清 水 正 康	小 林 あ や
奥 村 健 仁	グ レ ー ト 無 茶	川 上 信 彦
加 藤 康 治	勝 野 智 行	勝 山 秀 夫
和 田 明 子	両 角 友 成	山 口 典 久
藤 岡 義 英	宮 澤 敏 文	小 林 君 男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第9号

難病医療費助成制度に係る申請手続の簡素化に向けた支
援の強化を求める意見書案提出書

令和7年12月4日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

提 出 者

佐々木 祥 二	小 林 東一郎	小 山 仁 志
清 水 純 子		

賛 成 者

毛 利 栄 子	服 部 宏 昭	萩 原 清
風 間 辰 一	西 沢 正 隆	宮 本 衡 司
小 池 清	丸 山 栄 一	山 岸 喜 昭
堀 内 孝 人	酒 井 茂	共 田 武 史
寺 沢 功 希	大 畑 俊 隆	宮 下 克 彦
竹 内 正 美	丸 茂 岳 人	大 井 岳 夫
山 田 英 喜	向 山 賢 悟	早 川 大 地
垣 内 将 邦	青 木 崇	荒 井 武 志
高 島 陽 子	埋 橋 茂 人	続 木 幹 夫

花岡 賢一 望月 義寿 佐藤 千枝
丸山 寿子 竹村 直子 小林 陽子
林 和明 小池 久長 清水 正康
小林 あや 奥村 健仁 グレート無茶
川上 信彦 加藤 康治 勝野 智行
勝山 秀夫 和田 明子 両角 友成
山口 典久 藤岡 義英 宮澤 敏文
小林 君男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第10号

多文化共生社会形成に向けた支援の強化を求める意見書
案提出書

令和7年12月4日

長野県議会議長 依田 明善様

提出者

佐々木 祥二 小林 東一郎 小山 仁志
清水 純子 毛利 栄子

賛成者

丸山 栄一 服部 宏昭 萩原 清
風間 辰一 西沢 正隆 宮本 衡司
小池 清 山岸 喜昭 堀内 孝人
酒井 茂 共田 武史 寺沢 功希
大畑 俊隆 宮下 克彦 竹内 正美
丸茂 岳人 大井 岳夫 山田 英喜
向山 賢悟 早川 大地 垣内 将邦
青木 崇 荒井 武志 高島 陽子
埋橋 茂人 繁木 幹夫 花岡 賢一
望月 義寿 佐藤 千枝 丸山 寿子
竹村 直子 小林 陽子 林 和明
小池 久長 清水 正康 小林 あや
奥村 健仁 グレート無茶 川上 信彦

加藤康治 勝野智行 勝山秀夫
和田明子 両角友成 山口典久
藤岡義英 宮澤敏文 小林君男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第11号

オンライン診療の推進に向けた環境整備を求める意見書

案提出書

令和7年12月4日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

佐々木 祥二 小林 東一郎 小山 仁志
清水 純子 毛利 栄子

賛成者

丸山 栄一 服部 宏昭 萩原 清
風間 辰一 西沢 正隆 宮本 衡司
小池 清山 岸喜昭 堀内 孝人
酒井 茂共 田武史 寺沢 功希
大畑 俊隆 宮下 克彦 竹内 正美
丸茂 岳人 大井 岳夫 山田 英喜
向山 賢悟 早川 大地 垣内 将邦
青木 崇荒 井武志 高島 陽子
埋橋 茂人 繁木 幹夫 花岡 賢一
望月 義寿 佐藤 千枝 丸山 寿子
竹村 直子 小林 陽子 林 和明
小池 久長 清水 正康 小林 あや
奥村 健仁 グレート無茶 川上 信彦
加藤 康治 勝野智行 勝山秀夫
和田 明子 両角友成 山口典久
藤岡 義英 宮澤敏文 小林君男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第12号

巨大災害発生に対する連携体制の強化を求める意見書案

提出書

令和7年12月4日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

佐々木 祥二 小林 東一郎 小山 仁志

清水 純子 毛利 栄子

賛成者

丸山 栄一 服部 宏昭 萩原 清

風間 辰一 西沢 正隆 宮本 衡司

小池 清 山岸 喜昭 堀内 孝人

酒井 茂 共田 武史 寺沢 功希

大畑 俊 隆 宮下 克彦 竹内 正美

丸茂 岳 人 大井 岳夫 山田 英喜

向山 賢 悟 早川 大地 垣内 将邦

青木 崇 荒井 武志 高島 陽子

埋橋 茂 人 繁木 幹夫 花岡 賢一

望月 義 寿 佐藤 千枝 丸山 寿子

竹村 直 子 小林 陽子 林 和明

小池 久 長 清水 正康 小林 あや

奥村 健 仁 グレート無茶 川上 信彦

加藤 康 治 勝野 智行 勝山 秀夫

和田 明 子 両角 友成 山口 典久

藤岡 義 英 宮澤 敏文 小林 君男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第13号

重点支援地方交付金の拡充を通じた地方創生の実現を求

める意見書案提出書

令和7年12月4日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

佐々木 祥二 小林 東一郎 小山 仁志
清水 純子 毛利 栄子

賛成者

丸山 栄一 服部 宏昭 萩原 清
風間 辰一 西沢 正隆 宮本 衡司
小池 清 山岸 喜昭 堀内 孝人
酒井 茂 共田 武史 寺沢 功希
大畠 俊 隆 宮下 克彦 竹内 正美
丸茂 岳 人 大井 岳夫 山田 英喜
向山 賢 悟 早川 大地 垣内 将邦
青木 崇 荒井 武志 高島 陽子
埋橋 茂 人 繁木 幹夫 花岡 賢一
望月 義 寿 佐藤 千枝 丸山 寿子
竹村 直 子 小林 陽子 林 和明
小池 久 長 清水 正康 小林 あや
奥村 健 仁 グレート無茶 川上 信彦
加藤 康 治 勝野 智行 勝山 秀夫
和田 明 子 両角 友成 山口 典久
藤岡 義 英 宮澤 敏文 小林 君男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

〔議案等の部「1 議案 (2)議員提出議案」参照〕

○議長（依田明善君）以上であります。

ただいま報告いたしました議員提出議案を本日の日程に追加いたします。

●議員提出議案

○議長（依田明善君）最初に、議第1号「こども誰でも通園制度の安定的な運用の実現を求める意見書案」、議第2号「地方大学への財政支援の拡充を求める意見書案」、議第3号「医師の確保対策の充実を求める意見書案」、議第4号「OTC類似薬の患者負担に係る慎重な議論を求める意見書案」、議第5号「広く国民の意思を反映した衆議院議員選挙制度の実現を求める意見書案」、議第6号「暫定税率の廃止に伴う安定的な代替財源の確保を求める意見書案」、議第8号「地域におけるバス路線の維持・確保に向けた支援の強化を求める意見書案」、議第9

号「難病医療費助成制度に係る申請手続の簡素化に向けた支援の強化を求める意見書案」、議第10号「多文化共生社会形成に向けた支援の強化を求める意見書案」、議第11号「オンライン診療の推進に向けた環境整備を求める意見書案」、議第12号「巨大災害発生に対する連携体制の強化を求める意見書案」及び議第13号「重点支援地方交付金の拡充を通じた地方創生の実現を求める意見書案」を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本案については、それぞれ会議規則第44条の規定により提出者の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君） 御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ提出者の説明及び委員会審査を省略することに決定いたしました。

本案それぞれに対して質疑及び討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、原案どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君） 御異議なしと認めます。よって、本案はそれ原案どおり可決されました。

●議員提出議案

○議長（依田明善君） 次に、議第7号「特別支援教育コーディネーター専任化の推進を求める意見書案」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

小林陽子議員。

〔2番小林陽子君登壇〕

○2番（小林陽子君） 議第7号「特別支援教育コーディネーター専任化の推進を求める意見書案」の提案説明をさせていただきます。

児童生徒の特別支援とは、障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、個別の支援を行う教育のことで、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導があります。特に、発達障がいと診断される児童生徒が増加していることから、小中学校における特別支援学級のニーズが高まっています。

県教育委員会の調査によると、本年度、県内の発達障がいの児童生徒は、小中学校で計1万1,356人、高校は2,361人で、過去最多を更新しました。増加の背景としては、早期発見に向けた健診の充実や社会的な認知の広がりによるものが大きく、早期支援を行える支援体制の充実

が求められています。

そして、児童生徒一人一人に合わせた学びの体制を構築する中心的な役割を担っているのが特別支援教育コーディネーターです。各学校で校長が1名以上を指名しますが、特別支援学級の担任教員、教頭、通級指導教室担当教員等が兼任で担っています。

特別支援教育コーディネーターの業務は、児童生徒の実態把握、保護者の相談、担任の相談支援、関係者と連絡調整し支援会議を開催、学習環境の整備等多岐にわたる上、突発的な事案や勤務時間外の対応も発生します。また、多様なケースに対応するため、専門性の蓄積が欠かせません。

県教育委員会では、特別支援学校と小中学校とで毎年数十人ずつ教員の人事交流を行う先進的な取組や、研修、情報交換等の体制づくりに取り組まれています。しかし、特別支援学級担任として授業を行いながらの兼務のため、特別支援教育コーディネーターの教員からは、早朝から夜までひっきりなしに対応しなければならず、自分のことは全て後回しで、食事の時間も取れない。一人一人の子供に対して精神的にもゆとりを持って接する状況ではないという悲痛な声を伺いました。

県教育委員会は、独自に複数配置により支援体制を充実させてきましたが、現在国が定める基準では、小中学校では兼務せざるを得ないため、対応件数の激増に伴い、教員の負担は限界にきております。よって、国の責任において喫緊に特別支援教育コーディネーターの専任化を求めます。

以上のことから、支援を必要とする児童生徒の一人一人の最適な学びが実現されるため、特別支援教育コーディネーターの専任化の推進を強く求めるものです。

皆様の御賛同をお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（依田明善君）以上であります。

お諮りいたします。本案については、会議規則第44条の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本案は委員会審査を省略することに決定いたしました。

本案に対して質疑及び討論の通告がありませんので、本案を採決いたします。

本案、原案どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（依田明善君） 次会は、来る12月12日午後1時に再開して、各委員長の報告案件を日程
といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時18分散会